

ロータリー財団 ハンドブック

2019-20 年度用

Doing Good in the World



Paul Harris visited of the Rotary Club of Matanzas, Cuba in May 1927.



Arch C. Klumph

The
Rotary
Foundation



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団委員会

ロータリー財団 ハンドブック発刊にあたり

国際ロータリー第 2790 地区

ロータリー財団統括委員会 委員長 櫻木 英一郎

ロータリー財団は難しくて判らない？

ロータリー財団は判りづらいですか？

国際ロータリーとの関係、数種類の寄付、シェアシステム、資金の流れ、多岐にわたる活動内容、寄付の認証、補助金申請の細かい規程などなど確かに判りづらいです。

そこで、地区ロータリー財団委員会ではロータリー財団を判って頂く為に、エッセンスをまとめて皆様の手引きにして頂く冊子を作っています。

この冊子の使い道は？

大きく分けて下記の3つです。

1. ロータリー財団の概略を知って、解って頂く資料
2. クラブのロータリー財団委員会などが少し掘り下げて勉強する際の参考資料
3. 補助金を申請する際の手引書

毎年発刊する理由は

常に最新の情報を……世界の本部である国際財団の規程が毎年更新されます。

毎年変わる補助金の総額……各クラブへの補助金の基になる地区財団活動資金（DDF）は、3年前の地区内の各クラブの年次基金寄付を基にして算出するので金額が毎年変わります。

冊子を判り易くするためのお願い

この冊子は皆様にロータリー財団を判って頂く為の冊子です。

よって、判りづらい箇所、疑問、改善要望などがあれば当委員会にお知らせ下さい。

ご意見を参考にして次号が更に皆様の役に立つようにしたいと思います。

どうぞ宜しくお願い致します。

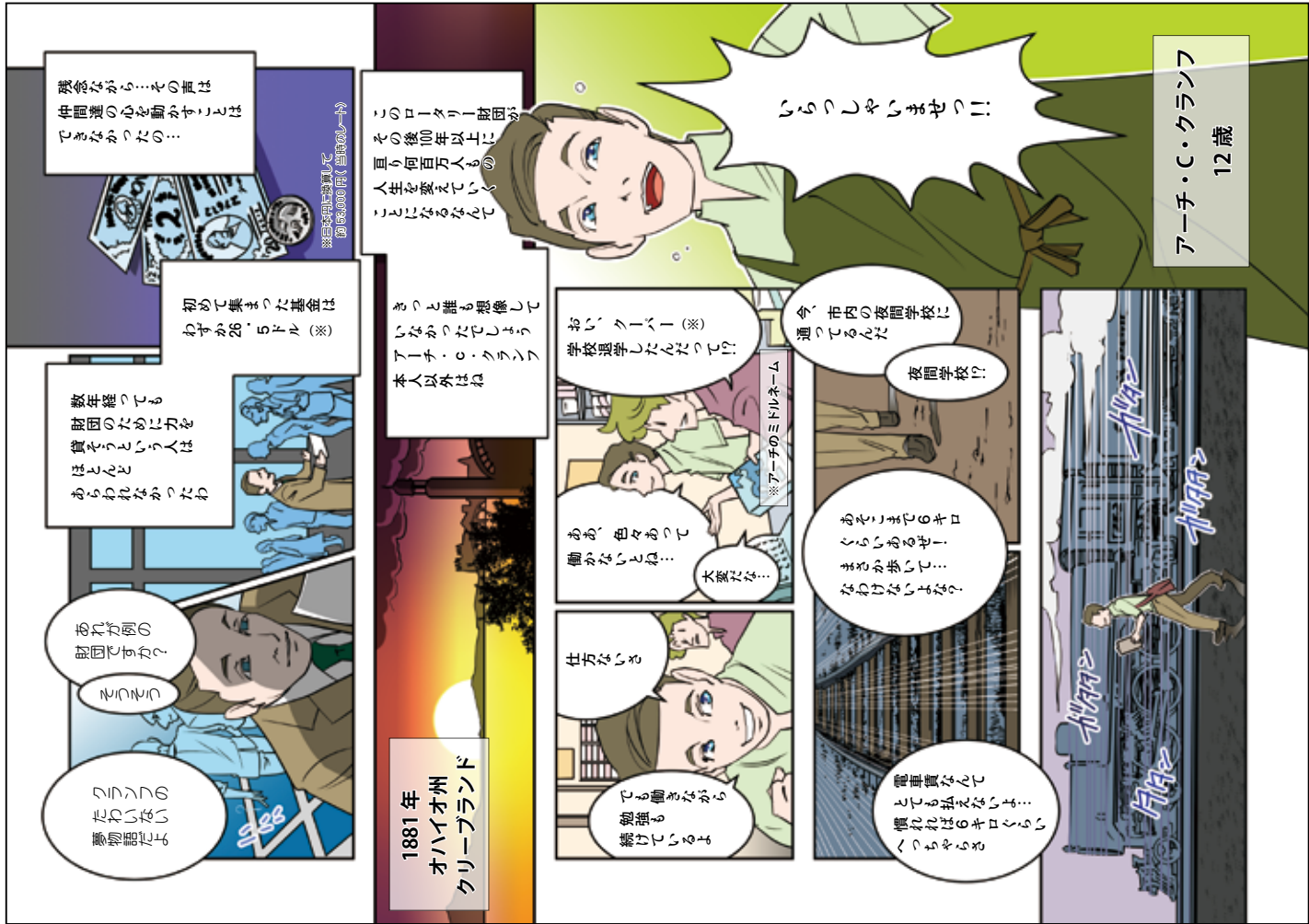
連絡先 RID2790 財団委員会 2790zaidan@gmail.com

ロータリー財団はクラブの活動を支援する部門です
ロータリーが活動する費用の財源は寄付金です
ロータリー財団への寄付はロータリーの活動資金の支援です
寄付は第二の奉仕です

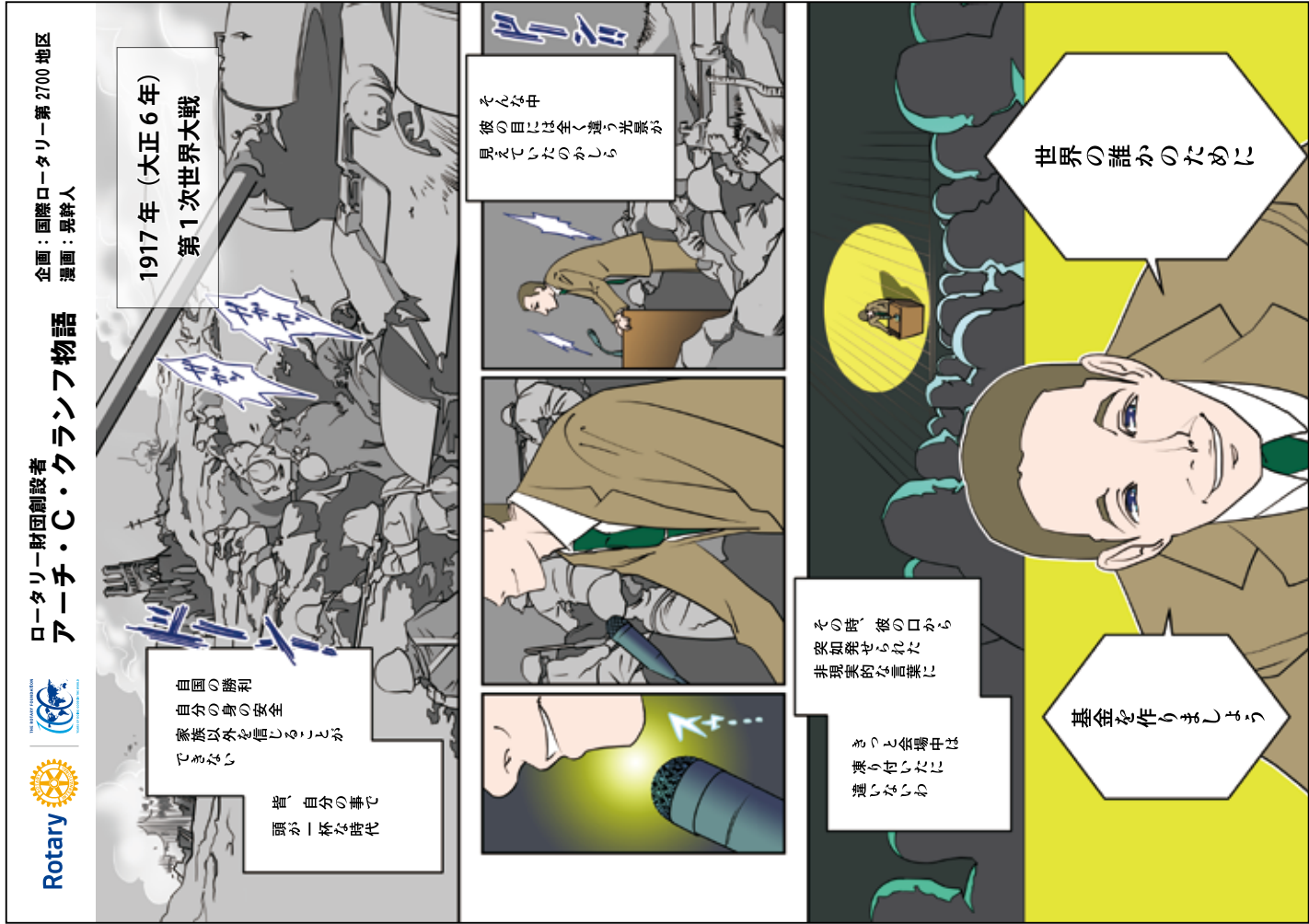
目 次

ロータリー財団ハンドブック発刊にあたり	1
マンガ アーチ・クランフ物語	4
1) ロータリー財団の紹介	7
ロータリー財団とは	
2) ロータリー財団への寄付と認証	9
2-1) 寄付の種類	
2-2) 寄付の方法	10
2-3) ロータリー財団の認証	12
2-4) ロータリーカード	14
2-5) 税制上の優遇措置	15
2-6) 寄付金の現状と分析	16
3) シェアシステム	17
3-1) 資金の運用	
3-2) シェアシステムの仕組	
3-3) 第 2790 地区 2019-20 年度シェアシステムについて	
4) ロータリー財団プログラム	
4-1) ロータリー財団プログラムの概要	19
4-2) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較	20
4-3) 補助金の選択	21
5) 地区補助金 (DG)	22
5-1) 地区補助金 (DG) の概要	
5-2) 地区補助金 (DG) 募集要項 (様式 301)	23
5-3) 地区補助金 (DG) 奨学生 募集要項 (様式 601)	26
5-4) 地区補助金 (DG) の申請	28
5-5) 地区補助金 (DG) 事業の実績	
6) グローバル補助金 (GG)	29
6-1) グローバル補助金の概要	
6-2) グローバル補助金 (GG) 要項	
6-3) グローバル補助金 (GG) 奨学生募集要項 (奨学金様式 701)	30
6-4) グローバル補助金 (GG) の申請	32
6-5) グローバル補助金 (GG) の立案から報告までの流れ	33
6-6) グローバル補助金 (GG) 当地区の実績	34
7) ポリオプラス	35
7-1) ポリオプラスの概要	
7-2) ポリオ撲滅活動の軌跡	
7-3) ポリオプラスプログラムの用語集	36
7-4) ポリオプラスプログラムの症例数	37
8) ロータリー平和センタープログラム	37
8-1) ロータリー平和センタープログラムの概要	
8-2) ロータリー平和センタープログラムの募集要項	38
8-3) ロータリー平和センタープログラムの申請	39
8-4) 世界の平和センタープログラムの実績	40
8-5) ロータリー平和センター	41

9) 補助金プログラムへの参加資格	42
9-1) クラブの参加資格認定	
9-2) 地区財団活動資金 (DDF) 運営規程	45
9-3) 世界報告分析と報告書提出の督促通知	47
10) ロータリー財団会学友会	48
10-1) 学友会の概要	
10-2) 学友会の活動と現況	
11) 地区規程・書式	
11-1) 地区補助金 (DG) 財務管理計画規程 (様式 201)	50
11-2) グローバル補助金 (DG) 財務管理計画規程 (様式 202)	52
11-3) 地区補助金 (DG) 申請書 (様式 311)	54
11-4) グローバル補助金 (GG) 地区 DDF 申請書添付資料	56
11-5) グローバル補助金 (GG) D D F 申請書 (様式 511)	62
11-6) 地区補助金 (DG) 奨学生 参加申込書 (様式 602)	63
11-7) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請書兼推薦書兼受験票 (様式 603)	64
11-8) グローバル補助金 (GG) 奨学生 参加申込書 (様式 702)	68
11-9) グローバル補助金 (GG) 奨学生 受験票 (様式 703)	73
12) 参考資料	
12-1) 重点分野の基本方針	75
12-2) 補助金の授与と受託の条件	82
12-3) 地区補助金実績表	92
12-4) 地区ロータリーロータリー財団委員会の役割分担について	94
12-5) ポール・ハリス・ソサエティメンバー	95
12-6) メジャードナー メンバー	96



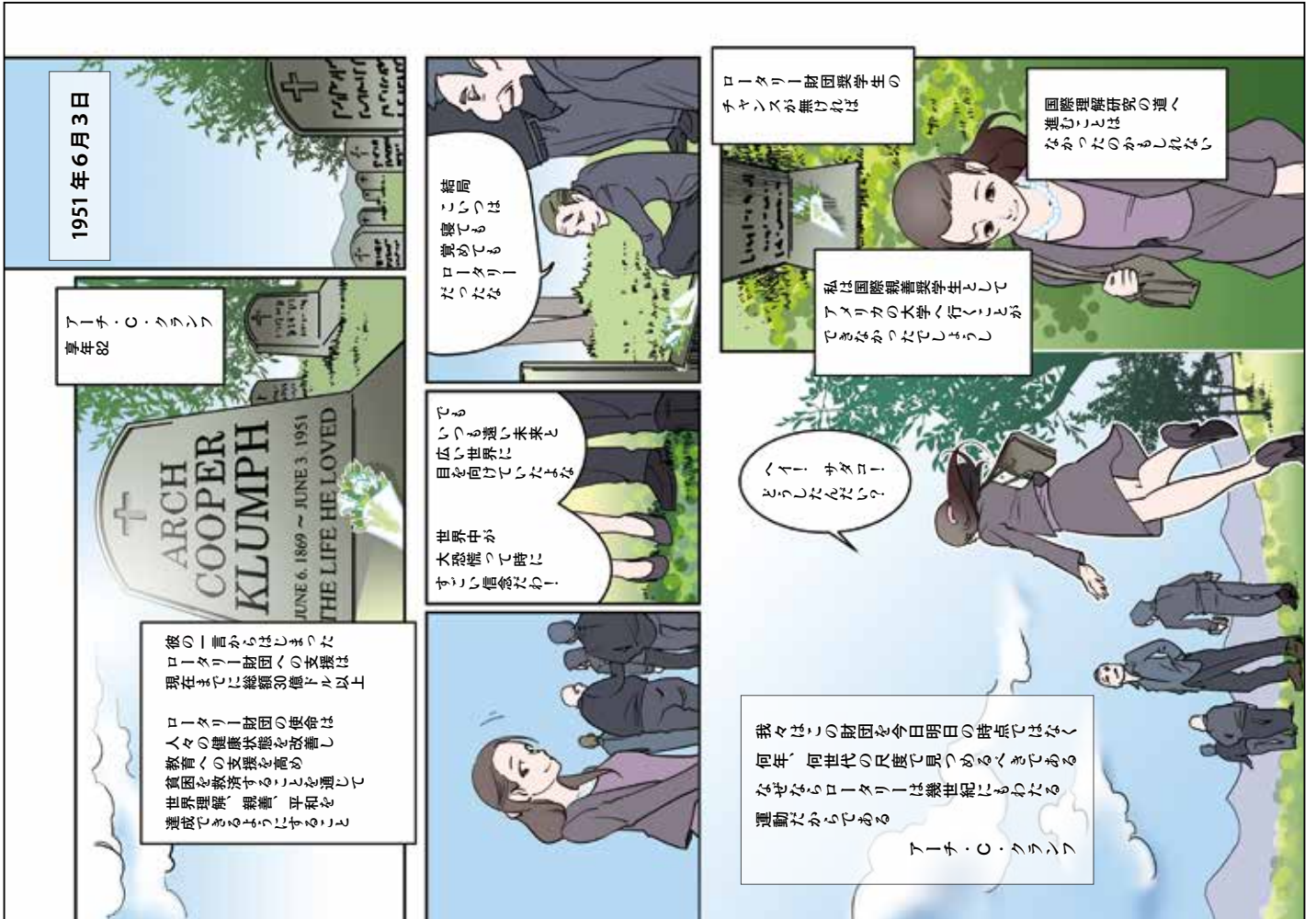
②



①



3



4

アーチ・C・クランプ

Arch C. Klumph (Archibald Cooper Klumph 1869-1951)

<ロータリー財団の父>



「ロータリー財団の父」と讃えられるアーチ・C・クランプは、1869年6月6日、ペンシルバニア州コネチカットの貧しい家庭に生まれました。

幼少の頃、両親と2人の兄と共にオハイオ州クリーブランドに移住。家計の足しにするため、12歳で学校を辞めて仕事についたそうです。

仕事をしながら、彼は夜間学校にも通い、18歳の時、キューヤホガ木材会社の雑用係の職につきました。その後、どんどん昇進して、最終的にはその会社の総支配人、そして経営者になったのです。

彼は、製箱会社や汽船会社、銀行の社長、不動産業などでも、経営手腕を発揮しています。また、優れたフルート奏者として、クリーブランド交響楽団で14年間に亘って活躍したことで知られています。

1911年、クランプは「木材卸売ならびに小売」の職業分類でクリーブランドRCの創立会員となり、翌1912年に同クラブの会長をしています。

熱心なロータリアンだったらしく、友人達は彼のことを「寝てもさめてもロータリーだ」と評していたと伝えられています。

彼は、クラブ会長としての最後のスピーチで、今後クラブが多くのことができるように「非常時基金」を作ることを提案しました。この提案が、彼が1916～17年度の国際ロータリークラブ連合会の会長を務めた時の提案に繋がったとされています。

また、彼は1914年に国際ロータリークラブ連合会の理事になり、1915年に採択された標準ロータリークラブ定款・細則の制定に携わった責任者であったことでも有名です。

さらに、ロータリーに地区を設け、地区ガバナー職をつくり、年次地区大会を確立したのも、彼の業績なのです。驚くべきことに、これらの彼の活躍は、第一次世界大戦（1914～1918年）の最中の出来事でした。

1928年のミネアポリス国際大会で「ロータリー基金」が「ロータリー財団」と改称された折、当時、管理委員であったアーチ・C・クランプは次のように述べています。

「我々は、この財団を今日明日の時点ではなく、何年、何世代の尺度で見つめるべきです。なぜなら、ロータリーは幾世紀にもわたる運動だからです」と。

実際、彼が1928年9月号のロータリアン誌の記事で主張した「これからの財団プログラム：学生の交換、グループの交換、国際事業関係を通じての友好」は、その後、財団事業として実施された奨学金、研究グループ交換、マッチング・グラントなどの形で実現しているのです。

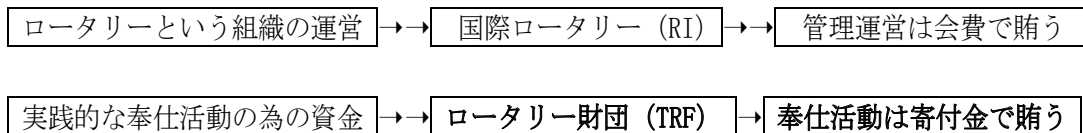
まさに、彼は「ロータリー財団の父」と呼ばれるに相応しい人なのです。

(RID 2800 山形・寒河江RC 鈴木一作氏「ロータリーの歴史から学ぶ」より引用)

1) ロータリー財団の紹介

1. ロータリー財団とは？

知っているようで知らない、判っているようで判らないのが「ロータリー財団」。
財団とは寄付を取るだけの団体？・・・ そうではありません。
ロータリーの組織構成の重要な一つです。



ロータリー財団は世界中のクラブや会員が実際の奉仕活動をする為の資金を集めて配分する組織です。
R I の双子の弟のような組織です。

2. いつ頃、どうして出来たか？

ロータリーが出来てから間もなく、地域社会に寄与する意識が生まれました。またほぼ10年後の1914年から第一次世界大戦が始まりました。主戦場だったヨーロッパで、戦傷者が多く出ました。参戦せずに無傷だったアメリカではヨーロッパの戦傷者を支援する機運が興りました。こうして国を越えて戦傷者を支援する機運が興りました。この機運を受けて1916-17年度のロータリークラブ国際連合会会長だったアーチ・クランプが1917年6月18日アトランタで開催された第8回ロータリー年次大会で「世界でよい事をしよう」と提案しました。

3. 世界でよい事をする為に

これに続いてアーチ・クランプ会長は「良い事」をする為には資金が必要なので、その為の基金を作る事を提唱しました。これが現在のロータリー財団の基になりました。このことからアーチ・クランプは「ロータリー財団の父」と言われています。

4. その後のロータリー財団

1928年に「ロータリー基金」から「ロータリー財団」と名称を変え、ロータリークラブの世界的な拡大と共に財団も大きくなりました。

5. ロータリー財団は何をしてきたか？

世界のロータリアンやクラブが「世界でよい事をする」為の資金的な支援をしてきました。「WCS」「マッチング・グラント」などという言葉聞いた事があると思います。これらはロータリー財団 (TRF) がクラブの活動を支援する際の支援方法です。但し、今は支援方法が変わりました。

6. 資金の支援方法の改革

西暦2000年の頃、RIは何十年も続いたそれまでの漫然とした活動の継続を大胆に見直しました。その結果が「ロータリー戦略計画」であり、ロータリー財団 (TRF) に於ける「未来の夢計画」です。RIの戦略計画ではロータリーの活動そのものを見直し、財団の夢計画では各クラブが財団の資金を使い易くしました。

7. ロータリー財団の重点は何か？

RIの最優先項目である「ポリオプラス」と共に「6つの重点分野」を中心とした「人道的奉仕」です。ロータリー財団 (TRF) はRIが掲げる目標の達成の為に、RIと一体になって世界のロータリーの活動の支援をしています。これを「ワンロータリー」といいます。

8. 具体的には？

a. ポリオプラスとは

地球上に何百万人もの患者がいたポリオを撲滅する壮大な挑戦です。ロータリーを中心とした20年を超える長年の活動の結果、現在ではポリオの新たな発症は3つの国で20数件にまで減りました。このように驚異的な成果を見せています。完全撲滅までに「あと少し」です。

b. 6つの重点分野とは

- ・平和と紛争予防 / 紛争解決
- ・疾病予防と治療
- ・水と衛生

- ・母子の健康
- ・基本的教育と識字率向上
- ・経済と地域社会の発展

です。

人々が最低限の基本的人権のもとに生活できることを目指しています。世界ではこれに程遠い生活をしている人達が何億人といえます。平和で豊かな日本では想像もつかない生活が世界のいたるところにあります。

9. ロータリー財団はこれらの活動を支援

グローバル補助金

地区やクラブなどが行い海外での上記の重点分野の活動に補助金を提供しています。

地区補助金

分野に関係なく、地区の判断でクラブの奉仕活動に補助金を提供できます。但し、両方の補助金は決められた方法で申請をする必要があります。この他にロータリー財団 (TRF) が直接主導する活動もあります。

10. 何故ロータリー財団への寄付が必要か？

私たちロータリアンはロータリーの基本理念である『奉仕の理念』Ideal of Service を実現するため様々な奉仕プロジェクトを実践しています。ロータリー財団 (TRF) はロータリアンや他の個人、法人からの寄付金を財源として奉仕プロジェクトを財政的にサポートしています。すなわち、私たちの寄付はロータリーの基本理念実現のためのひとつの手段といえます。

「寄付は第二の奉仕」、皆様からの寄付で「世界でよい事」が出来るのです。

11. 寄付する先は？

寄付の受け皿は4つあります。

- 年次基金寄付…ロータリー財団 (TRF) で運用され3年後に寄付の半額が地区活動資金の一部となり地区内クラブの活動の補助金などの原資となる寄付
※これは必ずお願いします
- ポリオプラス…ポリオ撲滅活動を支援するための寄付
- 恒久基金寄付…ロータリー財団 (TRF) の基本財産に組み入れ収益金のみ使用される寄付
- その他寄付…指定寄付、臨時に設置された基金など

12. 寄付0（ゼロ）クラブとは

上記の4つの寄付の受け皿の内、a. 年次基金寄付が0（ゼロ）のクラブを言います。

一昨年度以来、日本全国の地区で寄付0（ゼロ）が0（ゼロ）となっています。

我が地区では3年前から寄付0（ゼロ）クラブ0となっています。

万が一皆さんのクラブが寄付0クラブとなってしまう場合日本全国2600クラブのうち唯一の寄付0クラブということになりかねません。それを防ぐためにも12月までの前期のうちに年次基金寄付への寄付をお願いします。

13. 寄付は寄付ではない

ロータリー財団 (TRF) への寄付は世界中のロータリーの奉仕活動の資金となっています。

ロータリー財団 (TRF) への寄付は、全く知らない団体にお金をあげるのではなく、我々が属している「ロータリー」の活動の支援に使われるお金です。

皆様の年次基金への寄付が巡り巡ってどこかのクラブの、或は皆様のクラブの活動の補助金として役立てられるのです。

14. 寄付で活動に参加を！！

あなたがポリオ撲滅のためポリオワクチンの投与にアフガニスタンまで行くことが出来なくとも、あるいはきれいな水を必要としているバングラディッシュに井戸を掘りに行くことが出来なくとも、寄付をすることで、奉仕活動に参加できます。

「寄付は第二の奉仕」です。

2) ロータリー財団への寄付と認証

2-1) 寄付の種類

ロータリー財団 (WF) への寄付は大きく分けると年次基金、ポリオプラス、恒久基金、その他寄付の4種類となります。

中でも年次基金へは毎年ご寄付をいただく必要があります。

寄付分類名	説明	
年次基金	シェア	寄付の 50% が 3 年後に DDF (地区財団活動資金) に、残り 50% は WF (国際財団活動資金) になります。
	WF ※1	寄付を全額 WF に指定できます。WF は、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用されます。
	重点分野※2	6 つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができます。
ポリオプラス	ポリオ撲滅活動を支援します。(例：ワクチン投与、報告・モニタリング、症例分析、輸送手段、ヘルスクャンプの設置、広報活動など)	
恒久基金	シェア	元金はそのままに、運用益の 50% が DDF に、残りの 50% が WF になります。使用可能な運用益が通知されるのは 10 月頃です。
	WF	運用益の全額が WF になります。WF は、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用されます。
	ロータリー平和センター	ロータリー平和センター維持費や奨学金など、プログラム全体に係る費用を支援します。
	重点分野	6 つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができ、使用可能な運用益がプロジェクトに活用されます。
	冠名基金※3	冠名基金を保有している方は、ご自身の基金に寄付を追加することができます。基金番号を寄付送金明細書にご記入ください。
その他	承認済みのグローバル補助金への拠出	承認されたグローバル補助金への現金拠出です。送金時には、寄付送金明細書に必ず補助金番号を記入してください。
	指定寄付 (Term Gift)	ロータリー平和フェロシップ学友寄付イニシアチブ、ロータリー平和センター指定寄付、グローバル補助金冠名指定寄付です。(Term Gift は PHF、PHS 等対象外)
	その他	その他、臨時に設置された基金 (例：災害復興基金)。

※1 WF は、必要に応じてその 5% が運営費のために確保されることがあります。

※2 重点分野：平和と紛争予防 / 紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展

※3 冠名基金の設立についてのお問合せは、地区財団委員会までご連絡ください。

E-mail: 2790zaidan@gmail.com

2-2) 寄付の方法

寄付の方法 ご寄付の方法は、主に次の2つが挙げられます。

1. 銀行振込
2. オンライン寄付

※ウェブサイトからのオンライン寄付は、クレジットカードでの決済となります。

下記では、一般的な銀行振込についてご紹介します。

・銀行振込による寄付の流れ

- ① 寄付分類を決める：まず、寄付者が何に対して寄付をしたいのか、寄付分類（寄付の用途）を決めます。寄付者が特に支援したい分類、あるいはクラブや地区の目標に合わせるなどして決めます。ポール・ハリス・フェローやベネファクターなど希望の認証がある場合は、どの寄付分類がどの認証に対応しているかも確認します。
- ② 寄付者を確認する：寄付者は、個人、法人、ロータリークラブ、インターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、地区のいずれかをお願いいたします。個人の認証やバナー認証の目標などを確認し、寄付送金明細書の寄付者欄に記入する名義を決めてください。確定申告用の領収証は、記入されたID番号に基づき、個人と法人向けに送金明細書に記入した名義で発行されますのでご注意ください。
※初回ご寄付の際にご報告いただいた漢字表記で領収証を発行します。
- ③ ③ 寄付送金明細書を記入する：次に、寄付送金明細書に必要な事項を記入し、「kifu@rotary.org」へメールにてお送りください。（メールが使えない場合は、FAXでも可）※寄付送金明細書は、エクセル形式のままお送りください。

- ④ 寄付金を指定の口座へ送金する：寄付送金明細書を送った後、以下の口座へ寄付金を送金します。

三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義：公益財団法人ロータリー日本財団

※振込先は寄付送金明細書上部にも記載されています。

※留意点

法人からの寄付：

法人からのご寄付の場合、領収証は法人名での発行となります。初回のご寄付が受理される際に、その法人にも新たにID番号が作られ、2回目以降のご寄付からはそのID番号を使用します。

周年行事やイベントにて集まったご寄付の送金方法：

イベント等で不特定の方から頂いたご寄付を送金する場合、イベントを主催したクラブや地区、あるいは個人が寄付者となります。イベント名やグループ名等を、寄付者にはできません。実際の寄付者名、寄付額、寄付分類などを事前に寄付者に伝えておくことが重要です。（例）「ロータリー日本財団に、〇〇ロータリークラブとして、チケット代1,000円のうち300円をポリオのために寄付をします。」という文言を、コンサートの広告に掲載する。または、チケット販売時に必ず伝える。

クラブのバナー認証について：

ポール・ハリス・フェローやベネファクターなど個人の認証だけでなく、クラブのバナー認証もあります。地区やクラブによってはクラブのバナー認証を目標に掲げていることもあるので、寄付分類や認証の取得条件を必ず確認しましょう。

RI 会長賞について：

会長賞の受賞資格を満たすには、財団への寄付に関する項目の達成も必要です。受賞を目指すクラブは、条件となる寄付分類や金額などの詳細について、テーマと一緒に発表される会長賞のパフレットをご確認ください。

「税制上の優遇措置」を受ける場合は公益財団法人ロータリー日本財団への寄付をお奨めします。

<寄付送金明細書記入方法>

A

公益財団法人 ロータリー日本財団
寄付送金明細書 ロータリアン/クラブ用

※記入方法参照

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org FAX: 03-5439-0405

問合せ先: 03-5439-5805

通信欄:

①

着金日のRレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計¥	Rレート
	地区	クラブID# ②	クラブ名		担当者名	TEL
	寄付者名 (領収書宛名) ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名	ローマ字名 (姓, 名)	ID #	寄付分類 ・年次基金(シェア) ・ポリオ・プラス ・恒久基金(シェア) ・補助金(補助金番号) ・その他(詳細)	円金額	\$金額 ・Rレートと円金額 の入力で自動計算 ・手書の場合は小 数3位を四捨五 入、第2位まで記 入
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

記載例の説明書の一部を以下に記載します。

インターネットで「<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/9031>」と入力すると明細書がダウンロードできます。

- ① 通信欄: 記入欄がない事項の連絡にお使下さい。(大口寄付者の公表の確認、メモリアルコントビューション情報のお礼状送付先など、振込や領収書、認証品等に関する連絡事項やご依頼など)
- ② 送金情報: レートは着金日の月のレートになります。数字だけを入力して下さい。
例: 102TEL は、日中連絡がとれる番号を記入して下さい。
- ③ 寄付者名: 領収書の宛名となりますので正確をお願いします。
- ④ ローマ字: ローマ字名も RI に登録した通りにご記入下さい。法人の場合も正確な英語表記が必要です。1 字でも登録と違うと別人とみなされることがあります。パスポートのスペルで登録することをお勧めします。
- ⑤ ID 番号: ID の無い方は NEW と記入して下さい。新会員の場合、My ROTARY から会員登録し、先に ID を取得するとデータ重複を防ぐことができます。※ ID と名前が一致しない場合、機械処理上、ID 番号所有者の寄付として扱われることがあります。
- ⑥ 寄付分類: リストから選択して入力できます。補助金番号の入力やその他の寄付、シェア以外を選択する場合には詳細をご記入下さい。ダブルクリックで入力可能になります。記入は「年次」「ポリオ」「恒久基金」「MG#12345」「GG#67890」のように記入します。その他については、ホームページをご覧ください。
- ⑦ 円金額: 寄付者、寄付分類毎に円金額を記入します。経費負担を軽減するため、できるだけ一口2千円以上でお願い致します。補助金の提唱者負担分は、送金時のレートで計算します。
- ⑧ \$ 金額: パソコン入力の場合、RI レートと円金額の入力で自動計算されます。手書きの場合は、小数点3位を四捨五入し、第2位までご記入下さい。

※⑥の寄付分類で必ず寄付先を一つ指定して下さい。(基本は年次基金もしくは年次と記入して下さい)

2-3) ロータリー財団の認証

ロータリー財団 (TRF) への寄付に対してご理解頂き、毎年多額のご寄付をして頂き感謝致します。寄付して頂いた方への感謝のしるしが認証です。

ロータリー財団 (TRF) の協力財団である公益財団法人ロータリー日本財団への寄付は、ロータリー財団 (TRF) の寄付認証を受けることが出来、寄付累計にも加算されます。

個人に対する認証

財団の友	年次基金に毎年 100 ドル以上寄付された方。
ポール・ハリス・フェロー (PHF) マルチプル・ポール・ハリス・フェロー	年次基金、ポリオプラス、あるいは財団が承認した補助金プロジェクトに、累計 1,000 ドル以上寄付された方。 その後 1,000 ドル毎にマルチプル・ポール・ハリス・フェローが授与されます。(認証ポイント含む、指定寄付含まない)
ベネファクター	恒久基金に累計 1,000 ドル以上寄付をされた方、または資産計画にロータリー財団 (TRF) を受益者として指定することを書面にてロータリー財団 (TRF) に通知した方。 (認証ポイント、指定寄付は含まない)
メジャードナー	寄付分類に関係なく寄付の累計が 10,000 ドルに達した個人または夫妻。 (指定寄付含む、認証ポイントは含まない)
アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)	寄付分類に関係なく寄付の累計が 250,000 ドルに達した個人または夫妻。 (指定寄付含む、認証ポイントは含まない)

認証レベルと認証品

ポール・ハリス・フェロー (PHF) / マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

PHF	\$1,000 ～	認証状と襟ピン
PHF +1	\$2,000 ～	襟ピン (サファイア 1 粒)
PHF +2	\$3,000 ～	襟ピン (サファイア 2 粒)
PHF +3	\$4,000 ～	襟ピン (サファイア 3 粒)
PHF +4	\$5,000 ～	襟ピン (サファイア 4 粒)
PHF +5	\$6,000 ～	襟ピン (サファイア 5 粒)
PHF +6	\$7,000 ～	襟ピン (ルビー 1 粒)
PHF +7	\$8,000 ～	襟ピン (ルビー 2 粒)
PHF +8	\$9,000 ～	襟ピン (ルビー 3 粒)

ベネファクター

ベネファクター	\$1,000 ～	認証状と襟ピン (ウイング)
---------	-----------	----------------

※恒久基金 \$1,000 に達した時の1回のみ

メジャードナー (MD)

MD レベル 1	\$10,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル 2	\$25,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル 3	\$50,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル 4	\$100,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ

アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

AKS 管理委員会サークル	\$250,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員長サークル	\$500,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 財団サークル	\$1,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員会プラチナサークル	\$2,500,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員長プラチナサークル	\$5,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 財団プラチナサークル	\$10,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ

ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)

ポール・ハリス・ソサエティは、毎年 \$ 1,000 以上を年次基金寄付、ポリオプラス、または財団が承認した補助金に個人として寄付するお約束をいただいたロータリアンやロータリー財団 (TRF) の支援者を認証するプログラムです。

・ PHS の入会方法

以下 2 つの方法があります。

- ① ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレット（資料番号 :099）の一部が入会申込書になっていますので、こちらに必要事項をご記入し、地区へご提出ください。（ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレットはウェブサイトからダウンロードできます。）
- ② ウェブサイト「My ROTARY」にアクセスし、行動する → 寄付者の認証 → ポール・ハリス・ソサエティ・メンバー をクリックします。「詳細はこちらから」をクリックして、「PHS ご入会フォーム」に必要事項をご入力・送信下さい。また、そのページを印刷しガバナー事務所に送って下さい。

・ PHS の認証品

入会者には、地区から認証状と襟ピンにつけるウィングが贈られます。郵送、贈呈などは地区の PHS コーディネーターが担当しています。

遺贈友の会 遺贈友の会 (Bequest Society)

遺産計画で、1 万ドル相当以上のご寄付を誓約した個人または夫妻が「遺贈友の会」会員となります。寄付は恒久基金として運用され、収益の一部がロータリー財団 (TRF) の活動を支え続けていきます。日本では公益財団法人ロータリー日本財団を通じて寄付し、税制上の優遇措置を受けることができます。寄付者には、ご誓約をされた時点で認証品（クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ）が贈られます。誓約額による認証レベルはメジャードナー (MD)、アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS) と同じです。また、2 万 5 千ドル相当以上のご誓約の場合、誓約が果たされた際に、冠名基金を設立することを同意書に含めることができます。

ご入会方法等詳細は、日本事務局財団室までお問い合わせください。

クラブに対する認証

クラブに対する認証は、次のものがあります。

- ・ 100% 財団の友クラブ
- ・ 100% ポール・ハリス・フェロー・クラブ
- ・ 毎年あなたも 100 ドルを (EREY) クラブ
- ・ 年次基金の一人当たりの寄付が地区で上位 3 クラブ
- ・ 100% ポール・ハリス・ソサエティ・クラブ

認証ポイント

認証ポイント・・・

認証ポイントは、年次基金・ポリオプラス・財団が承認した補助金プロジェクトへロータリー財団 (TRF) を通じて寄付をした際に、1 ドルにつき 1 ポイント与えられるものです。寄付者は認証ポイントを移譲して、ほかの人をポール・ハリス・フェロー、またはマルチプル・ポール・ハリス・フェローにすることができます。恒久基金への寄付は認証ポイントの対象になりません。ご自身には移譲できません。

認証ポイントの移譲方法・・・

「ポール・ハリス・フェロー認証ポイント使用申請書」をメールまたは、FAX にて地区事務所、或は日本事務局までご送付下さい。申請書は My ROTARY からダウンロードできます。ご記入の際、移譲者本人の直筆署名が必要となります。一度に移譲できるのは 100 ポイント以上からです。小数点以下も移譲可能です。また、申請書はアルファベット表記で、タイプ入力して下さい。

- ・ クラブが所有する認証ポイントの移譲を承認するには、クラブ会長の署名が必要となります。
- ・ 地区が所有する認証ポイントの移譲を承認するには、地区ガバナーの署名が必要となります。
- ・ 2 つ目の項目の Print Name : (移譲者のご氏名) は Taro Yamada のようにアルファベットでご入力・記入下さい。
- ・ 認証ポイント移譲で受けられる認証は、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー 8 (9,000 ドル) までです。

2-4) ロータリーカード

日本では、2002-03 年度より、ロータリーカード「ロータリーインターナショナルマスターカード（オリコカード）」が発行しました。カードは、ビジネス、ゴールド、スタンダードカードの3種類です。

ビジネスカードは利用金額の 0.5%、その他は 0.3%、またカードの年会費のうちビジネスカードは、1,500 円/枚、ゴールドカードでは、3,000 円/枚がいずれも「ポリオ撲滅」のための資金に充てられます。ただし、これらは個人のポリオプラスへの寄付実績には加算されません。

一方、買い物で貯まったポイントを一定の割合（1,000 ポイント＝ 5,000 円単位）でロータリー財団の年次基金寄付に交換することもでき、こちらは個人の寄付実績に反映されます。

つまり、日常生活、経済活動にロータリーカードを取り入れるだけで自動的にポリオプラスへの寄与となるのです。

さらに、2016 年からは新たに「ロータリーダイナースクラブカード」が発行されました。

こちらはみなし法人カードとしてクラブ、地区、各委員会単位で作成ができ、諸経費や RI への人頭分担金、寄付の支払ができ、利用額の 0.3%がポリオ撲滅の活動資金に充てられます。

年会費は無料ですが、カードにポイントは付与されません。

個人カードについては、年会費 22,000 円のうち初年度のみ 5,000 円が、利用額については他のカードと同様 0.3%がポリオ撲滅に充てられます。ポイントは付与されますが、年次基金寄付に交換することはできません。

(1) ロータリーインターナショナルマスターカード（Master Card オリコ）

ビジネスカード（年会費 3,000 円）/ ゴールドカード（同 3,000 円）/ スタンダード（年会費なし）の3種類

申込み先：<https://www.orico.co.jp/creditcard/contribution/15.html>

テレホンサービス：0120-911-004



QR コードはこちら
(ビジネスカードの情報・
入会はオンラインではで
きません)

●ロータリーカード実績（オリコカード）（2018 年 6 月末現在：参考値）

加入カード件数	ゴールド	1,003
	スタンダード	3,715
	ビジネス	337
	合計	5,005
利用金額総計		1,518,113,294 円
還元金額	利用金額× 0.3%、年会費一部、ポイント交換分	9,742,877 円

●ロータリーインターナショナルマスターカード



ゴールドカード



スタンダードカード



ビジネスカード

(2) ロータリーダイナースクラブカード（Diners Club Card）

クラブカード/地区カード/地区委員会の3種類法人カード（年会費無料）と個人カード（年会費 22,000 円）

申込み先：https://www.diners.co.jp/ja/entry_form/lp/rotary/index.html

コールセンター：0120-041-962

クラブカード：会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期副会長、次期幹事、次期会計、次期理事、事務局の方が対象

地区カード：ガバナー、ガバナー補佐、地区代表幹事、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、直前ガバナー、次期ガバナー補佐、次期地区代表幹事、次期地区会計長の方が対象

地区委員会カード：地区内の各委員会委員長、地区内の時期各委員会委員長の方が対象



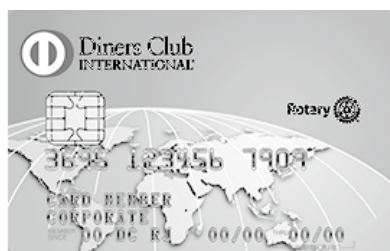
QR コードはこちら

●ロータリーカード実績（ダイナースカード）（2018年10月末現在：参考値）

※個人会員カード除く

加入カード件数	クラブ	186
	地区	50
	地区委員会	15
	合計	251
利用金額総計		661,106,961 円
還元金額	利用金額×0.3%、年会費一部（初年度のみ）	1,983,321 円

●ロータリーダイナースクラブカード



（法人向け）クラブ／地区／委員会用



（個人用）

2-5) 税制上の優遇措置

ロータリー日本財団

ロータリー日本財団を通じて日本円で寄付されますと、全ての寄付が寄付金控除の対象となります。送金の際は、14 ページに記載した寄付金送金明細書をご参照下さい。ロータリー日本財団設置の大きな目的はこのためです。外貨での寄付は対象になりません。

公益目的事業の趣旨

ロータリー日本財団の公益目的の趣旨は、次の通りです。

1. 個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金（グローバル補助金における奨学金及びロータリー平和フェローシップの付与）
2. 非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団 (TRF) の活動を支援するための、寄付金の提供
ロータリー日本財団では、皆様の寄付金につきましては、奨学金に関するものは直接運用しますが、それ以外のものは、そっくりそのままロータリー財団 (TRF) に送金します。

税制上の優遇措置

公益財団法人ロータリー日本財団への個人、法人からのご寄付は、税制上の優遇措置の対象となります。個人の寄付金に対する優遇措置は、「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することが出来ます。「税額控除」には、確定申告の際「領収証」のほかに、「税額控除に係る証明書」が必要となります。証明書はロータリー日本財団のホームページ下記よりダウンロードしていただくか、日本事務局までご請求下さい。
詳しくは国税局のホームページ（個人・法人）、または最寄りの税務署にお問い合わせください。

http://piif-rfj.org/pdf/zeigakukoujyo-shoumei_H281101_H331031.pdf

確定申告用領収証の発送時期

会員個人による寄付については、ご所属のクラブにまとめて送付されます。7月から12月までの分は翌年1月末に、1月から6月までの分につきましては、同年7月末に送られます。
法人および会員以外の個人による寄付については、随時領収証が発行されます。送金明細書の通信欄に送付先をご明記ください。

2-6) 寄付金の現状と分析

2016-17 年度日本全体 34 地区の年次基金寄付の一人当たりの平均は 144.19 ドルでした。

これに対し当地区の実績は一人当たり 137.09 ドルとなり平均以下でした。

さらに関東地方の地区ではほとんど毎年最下位という現状です。

以下の表は関東地方の地区の一人当たりの寄付額順に並べた表です。(4 年間の平均順)

単位：ドル

順位	地区番号	都道府県名	14-15 年度	15-16 年度	16-17 年度	17-18 年度	平均
1	2770	埼玉南東	202.18	205.8	207.55	207.65	205.80
2	2840	群馬	171.58	179.15	169.5	172.33	173.14
3	2780	神奈川	158.03	161.31	177.72	191.61	172.17
4	2750	東京・北マリアナ諸島・グアム・ミクロネシア・パラオ	166.36	159.35	171.9	169.69	166.83
5	2590	神奈川 (横浜・川崎)	158.06	160.9	173.03	169.62	165.40
6	2820	茨城	152.57	146.78	156.85	157.56	153.44
7	2580	東京・沖縄	138.1	143.13	170.38	151.50	150.78
8	2550	栃木	147.46	141.6	149.05	152.52	147.66
9	2570	埼玉西北	128.49	138.9	149.11	126.72	135.81
10	2790	千葉	117.92	126.28	125.16	137.09	126.61
		日 本 全 体	134.66	136.08	151.09	144.19	141.51

10 地区中平均は最下位の 10 番目という結果です。

※昨年度は 2 年連続で、日本国内で年次基金に全く寄付をしないクラブ「寄付ゼロクラブ」が日本国内でゼロになりました。

(2018 年 6 月末現在の 2,258 クラブ全てのクラブが年次基金への寄付をしていただきました)

当地区でも 3 年連続寄付ゼロクラブがゼロとなりました。

当地区の寄付概要 (前年対比)

単位：ドル

	2017 - 18 年度	2016 - 17 年度	前年対比	当地区 1 クラブ平均	日本全体
会員数	2,763	2,732	101.13%	33.29	87,755
1 人当たりの寄付	137.12	125.16	109.56%		144.19
年次寄付	378,875.37	341,934.34	110.80%	4,564.76	12,653,204.02
その他寄付 (ポリオ)	66,712.32	45,881.33	145.40%	803.76	2,704,699.78
恒久基金	49,346.21	54,118.18	91.18%	594.53	3,309,098.50
寄付合計	494,933.90	441,933.85	111.99%	5,963.06	18,667,002.30

3) シェアシステム

3-1) 資金の運用

国際ロータリーは、2012-13 年度から連結財務報告を行っています。この年次報告は、全世界の全クラブに配布されています。全ての寄付金は、ロータリー財団 (TRF) で運用し、年次報告書に掲載されています。ロータリーの資金はすべて、投資委員会及びプロの投資マネージャーが管理しています。

3-2) シェアシステムの仕組

3 年前の年次基金寄付を、地区財団活動資金 (DDF) と国際財団活動資金 (WF) に 50%ずつ配分します。なお、国際財団活動資金 (WF) 中運営費となるのは、2015-16 年度から、TRF の 5 % を運営費に組み入れることになりました。この措置は、財団の資金運用益が悪化した場合を想定して、財務の健全化を図るためです。2015 年 7 月以後のグローバル補助金申請のクラブからの現金寄付には、5 % を上乗せすることになりました。これは、現金寄付は資金の運用益がありませんので、その為の措置です。

3-3) 第 2790 地区 2019 - 20 年度 シェアシステムについて

2019-20 年度シェアシステムの金額はまだ確定していませんが概算値は下記のとおりです。

この表の内、①「3 年前の年次基金 (シェア) 寄付 341,931.86 ドルは、2016-17 年度に第 2790 地区内の皆様が年次基金 (シェア) にご寄付をして頂いた金額の合計額です。②「恒久基金の運用益」は、2018-19 年度は 31,846.40 ドルと発表されました。③「前年度繰越金」は、81,535.39 ドルになる見込みです。

上記の結果、④地区財団活動資金 (DDF) の金額は、284,347 ドルになる予定です。この DDF を地区財団活動資金運営規程 (第 4 条 2) の規程に基づいて、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額を控除した残額の 101,406 ドルを⑤地区補助金に、⑥グローバル補助金に 85,000 ドルを配分する予定です。更にロータリー財団 (TRF) は、2019-20 年度・2020-21 年度の 2 年間に限り、地区補助金申請額の上限を増額します。2018 年 7 月 1 日時点での直前年度からの繰越金額の 20% の半分が各年度に上乗せされます。直前年度繰越金額は 90,552 ドルでしたので、 $x20\% \times 50\% = 9,055$ ドルが、それぞれの各年度の地区補助金に上乗せされます。但し、各クラブからの地区補助金の申請状況によって、この配分額は変更になる可能性があります。

グローバル補助金の場合には、DDF からの補助金に対して同額が、現金寄付に対しては半額が、それぞれ TRF から上乗せされます。なお、地区補助金とグローバル補助金の配分額の中には、それぞれ 1 名の奨学生を派遣することとし、その派遣費用を含んでいます。

財団で3年間運用し、運用益で財団の経費を
賄い元金は全額シェアシステムで使用

3年前の年次基金寄付(2016-17)

341,931.86ドル

①

50%

50%

②

恒久基金の運用益の50%
31,846.40ドル

恒久基金の元金は使
用しないで運用益を
シェアシステムで使用

③

前年度繰越金
81,535.39ドル

※想定額

国際財団活動資金
WF 170,965ドル

運営費
5%

地区財団活動資金
DDF 284,347ドル

④=①/2+②+③
(小数点カット)

⑤

地区補助金DG
101,406+9,055ドル上限

$(170,965.93+31,846.40) \times 50\%$

⑥

グローバル補助金GG
85,000ドル(下限50%)

PJ15,000/3件
奨学金20,000/2件
85,000ドル同額補助

ポリオプラス寄贈
50,000ドル

1人当たり30ドルの寄付をお願いします。
DDFからも寄付する予定です。

平和センター寄贈
25,000ドル

当地区はホスト地区の1つです。

予備(次年度繰越)
22,942ドル

次年度のDDFに繰り込まれます。

4) ロータリー財団プログラム

4-1) ロータリー財団プログラムの概要

ロータリー財団プログラムは、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ポリオプラスプログラム」、「ロータリー平和センタープログラム」の4つです。

地区補助金

地区補助金は、地元や海外の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援します。各地区は、この補助金を配分するプロジェクトを独自に選びます。

グローバル補助金

グローバル補助金は、ロータリーの6つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。補助金プロジェクトのスポンサー（提唱者）は、国際的なパートナーシップを組み、各地の地域社会のニーズに取り組めます。

ポリオプラスプログラム

ロータリーは、1979年にフィリピンの子どもたちにポリオ予防接種をはじめて以来、パートナー団体とともに懸命に活動をし、全世界でポリオの発症数を99.9パーセント減らすことに成功しました。今、あと少しでポリオを撲滅できるまで来ています。しかし、撲滅を完全に成し遂げるには、皆さまからの支援が欠かせません。支援にはさまざまな方法があります。世界でポリオを撲滅して、子どもたちを一生ポリオから守るために、“一人ひとりにできること”を実行することが大切です。

ロータリー平和センタープログラム

草の根や国際レベルで、平和活動に貢献する人材を育てるロータリー平和フェローシップ。専門教育を受け、実践的な知識やスキルを身につけたフェローたちは、卒業後に多方面で活躍し、スーダンの難民支援、インドの女性のための雇用機会創出、紛争や災害後の復興支援といったさまざまな活動に携わっています。

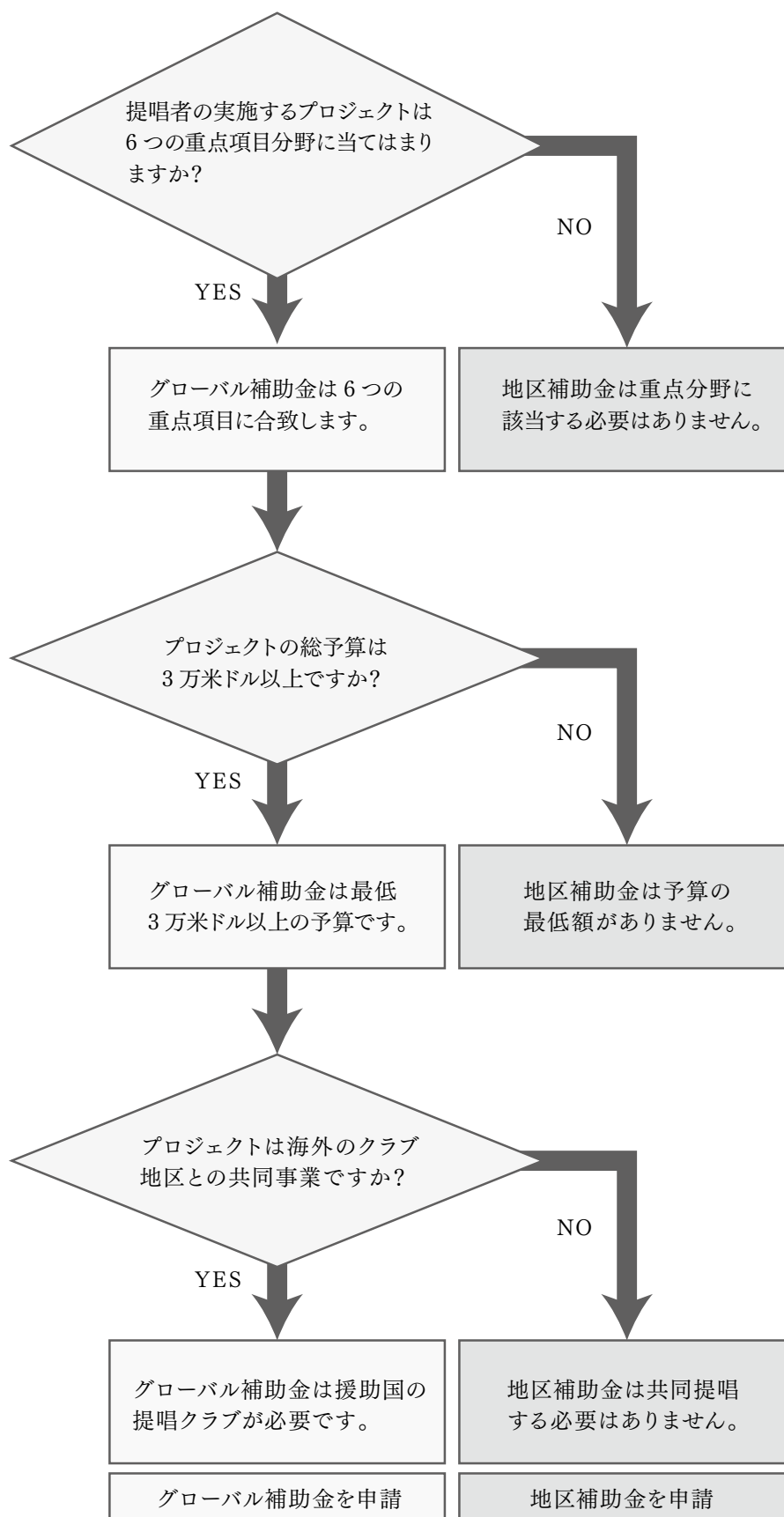
4-2) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較

地区補助金とグローバル補助金の内容は、次の通りです。それぞれの補助金には大きな違いがあります。これらの違いと、それぞれの補助金の内容を確認して頂き、皆さんのクラブで活用出来る補助金を申請するようにして下さい。

地 区 補 助 金 (DG)	グローバル補助金 (GG)
財源は地区財団活動資金 (DDF) とクラブ資金です。当地区では、事業費の 50%を目途に DDF を配分しますが、クラブからの申請状況により減額する場合があります。	財源は DDF と国際財団活動資金 (WF) と現金の組み合わせです。TRF の組み合わせ率は DDF には1対1、現金には1対0.5の割合です。 (使途指定寄付金で寄付)
3年前の年次基金寄付と恒久基金の運用益による DDF の 50%以下の金額を地区の裁量で決めます。	DDF から地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額を配分します。
地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト1件ごとにクラブ等が直接ロータリー財団 (TRF) に申請します。個別申請です。
比較的短期間のプロジェクトです。長くても補助金を受け取ってから当該年度内に完了しなければなりません。	現地調査も含め、プロジェクト完成まで1年以上かかるプロジェクトです。(例外：職業研修チーム) (2018 年 7 月 1 日より地域社会の事前調査を行い、その結果を申請書に含めることが義務付けられました。)
1回限りの比較的小規模なプロジェクト。	持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることが出来なければなりません。 比較的大規模プロジェクトです。
奨学生の奨学金支給期間は、1年間です。	奨学生の奨学金支給期間は、1年間です。
奨学生は国外の大学、大学院を対象とします。	奨学生は6つの重点分野を専攻し海外の大学院で学ぶ場合に限られます。
1件当たりのプロジェクトへの補助金は、比較的少額で最低額の規程はありません。第 2790 地区では、配分する DDF を1件当たり 30 万円以下、人道的国際奉仕の場合は 60 万円以下と定めています。(ロータリーレートにより変動します)。	1件当たりの補助金の額は、当地区では DDF の配分 15,000 ドル以下としています。
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2ヵ国以上のクラブまたは地区が参加する国際プロジェクトのみです。
相手国にロータリークラブの有無を問いません。OFAC 指定国は除きます。	ロータリークラブが存在する国または地域のプロジェクトのみを対象とします。
プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量に任されています。	重点分野の1つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。
地区 (クラブ) が主たる実施者で申請書を提出し実施と報告の責務を負います。	申請書・報告書は実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が協力しなければいけません。しっかりした相手を選ぶ必要があります。
クラブは事業完了後1か月以内に完了報告書を提出し、地区は取り纏めロータリー財団 (TRF) への完了報告の提出が義務付けられています。報告書が提出されないとロータリー財団 (TRF) より補助金支給が停止されます。	プロジェクト完了後2か月以内にロータリー財団 (TRF) へ完了報告書の提出が義務付けられています。プロジェクトが1年を超える時は中間報告の提出が必要です。報告書が提出されないとロータリー財団 (TRF) より補助金支給が停止されます。
一括して受け取った補助金で残金があった場合、財団に返却し、DDFとして繰り越されます。	個別のプロジェクトの補助金で残金があった場合、TRF に返却します。
一括して受け取った補助金は、地区が管理します。クラブにも管理責任があります。	ロータリー財団 (TRF) がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を個別に授与します。
2790 地区では、ロータリアンの旅費は不適格としています。	ロータリアンの旅費は支給出来ません。ただし、職業研修チームのチームリーダーを除きます。

4-3) 補助金の選択

地区やクラブが奉仕プロジェクトを実施したい場合、提唱者となるロータリアンは以下の質問に答えることでグローバル補助金を申請すべきか、地区補助金にすべきか判断できます。



5) 地区補助金 (DG)

5-1) 地区補助金の概要

地区補助金は、地域社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。クラブが実施する社会奉仕活動や国際奉仕活動が該当しますが、一定の条件があります。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

- ロータリー財団 (TRF) の使命にあてはまる活動
(ロータリー財団 (TRF) の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。)
- ロータリアンが積極的に関与する活動

地区補助金は、ロータリアンが柔軟性をもってプロジェクトに活動出来る補助金で、地区財団活動資金 (DDF) を通じて提供されます。

様式 301



第2790地区の地区補助金(DG) 募集要項

国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団委員会 地区補助金委員会

国際ロータリー第 2790 地区では、以下のように 2019-20 年度に使用する地区補助金要項を定めています。

■ クラブの参加資格

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）を、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- 毎年最低 1 名の会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

■ クラブ以外の参加資格

地区委員会、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA 参加者（以下「クラブ以外の参加者」という）が地区補助金を申請する場合は、上記クラブの参加資格の要件を満たしていなければなりません。クラブ以外の参加者は、クラブとみなしてこの要項を適用します。但し、2019-20 年度は、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の青少年奉仕関係の委員会が参加資格を得ていれば、参加資格を認めることに取り扱います。

■ 申請期日等

提 案 書 相 談 時 期	相談期間2019年3月31日まで随時
申 請 書 提 出 期 間	2019年3月 1 日～3月31日締切り（当日消印有効）
審 査 期 間	2019年4月 1 日～2019年4月14日
交 付 期 間	ロータリー財団(TRF)より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2019年 7 月20日～2020年3月31日
最終報告書提出期日	プロジェクト終了後 1 ヶ月以内 最終期限は2020年4月30日

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度等を審査の主眼とします
		大学生・大学院生の留学奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい。
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること 地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

■ 地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動
- 地区ロータリー財団委員会が定めた条件に合致する活動

■ 地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の具体例

第 2790 地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体例を以下のように定めています。

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、過去に申請され、承認されたものは、その後概ね 5 年間に 1 回申請することが出来ることとしています。
- 従来飲食に関する費用は一切認めておりませんが、未来の夢計画に移行しましたので、活動の中で必要と認められる飲食に関する費用については、適格とします。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
- 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。特定の人に贈る場合は不適格です。
- 建物の新築と増築は不適格でしたが、認められるようになりました。既存の建造物の改装・修理も認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です。（単なる娯乐的なものは不適格です。）
- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団 (TRF) の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格になりました。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です。但し、一部適格になる部分があります。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費は第 2790 地区では不適格としています。

■ 申請書作成の留意点

- 地区補助金の申請には、別紙ロータリー財団地区補助金申請書（様式 311）と、同申請書の Excel ファイルの両方を提出します。紙の書類にはプロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名し、ガバナーエレクト事務所に郵送して下さい。Excel ファイルの申請書はガバナー事務所ホームページの地区委員会 (http://www.rid2790.jp/2018/iinkai/z_hojo.html) からダウンロードし、奉仕プロジェクト委員会にメールで提出します。メールアドレスは後日公表します。
- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。

地区の審査基準

地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くことになります。

DDF の配分は、基準にあてはまる予算項目の合計額の 50% を目途にします。クラブからの申請額の合計額と地区ロータリー財団委員会で定めた地区補助金配分額等を考慮して補助金を決定します。1 クラブに配分する DDF は、基本的に 30 万円を上限とします。また、2019-20、2020-21 年度に限定して、人道的国際奉仕に対して優先枠（30%）を設けました。人道的国際奉仕事業への配分は 60 万円を上限とします。ただし申請数、事業内容によって配分額が減額される可能性があります。

前年度、年次基金寄付ゼロクラブはロータリー補助金授与の対象から除外されます。

また、申請が全体の予算を上回った場合、前年度の寄付の実績に応じ一部削減する場合があります。

（例：前年度年次基金への寄付実績 1 人当たり 99 ドル以下×0.8 倍、100～149×0.9 倍、150 ドル以上×1 倍）
注意事項：来年度より試験的に人道的国際奉仕に補助金の増額を致します。申請が全体の予算を上回事も予想されます。その場合、一律または、一部のプロジェクトに対し補助額を減額する場合があります。

2017-18 年度 地区補助金申請内訳 DG1966466

クラブ名	プロジェクト内容	金額 (USD)
市川シビック	小学生の食育を推進する運動	2,181
市川南	常夜灯公園の照明灯への時計設置	1,718
船橋みなと	船橋市立宮本中学校・愛のコンサート	1,818
船橋西	船橋RC障がい者支援ソフトボール大会	1,818
船橋東	船橋市植栽支援プロジェクト	2,727
船橋	未来を担う青少年育成のためのプロジェクト（著名人講演）	2,159
千葉	千葉市少年少女ミニバスケットボール「ロータリーカップ」開催	909
千葉港	ラオス国、図書館建設支援及び図書寄贈	2,727
千葉北	多言語紙芝居の普及	2,181
木更津	あけぼの園利用者と木更津ロータリーとの交流	454
袖ヶ浦	袖ヶ浦市少年野球連盟にテント寄贈	615
君津	出前教室（地元の小・中学生対象に職業体験と指導の出前教室を行う）	1,045
勝浦	バスケットボール・ダンスを通じた地域小学生の健全育成プロジェクト	2,727
大原	JR大原駅前イルミネーション設置事業	2,727
大網	大網病院入口バス停新設工事	2,727
東金	カンボジア・スマオン小学校の屋根修理	2,272
茂原	日本さくら名所100選の茂原公園にある老朽化したベンチの修復・修繕	2,727
茂原中央	茂原公園運動広場への電波時計設置プロジェクト	2,727
銚子	ロータリー憩いの森プロジェクト（フジ・コフジ・サルスベリ購入、階段修復、フジ柵・ベンチ設置）	2,727
八日市場	未来へひらめきを掘り起こすサイエンスショー	595
佐原香取	プロバスケットボールチーム・東京羽田Vickiesによるバスケットボール教室の開催	2,318
小見川	JR小見川駅ロータリー整備プロジェクト	2,727
多古	多古町スポーツ少年団野球大会の後援、及びロータリー杯の寄贈	1,643
成田	日本ボーイスカウト成田第1団等及び広場利用者への衛生設備支援	2,727
成田コスモポリタン	カンボジア助産師養成支援事業	2,727
柏東	道の駅しょうなん時計台修復	2,272
柏南	米山奨学生及び外国人留学生 日本文化ふれあい交流	1,263
佐倉	「歯ッピーかみんぐフェア（地域住民に対する、歯科医師による無料歯科健診）	1,818
習志野中央	世界女子ソフトボール選手権大会支援及び青少年に夢と希望を与えるプロジェクト	1,818
松戸中央	バリ州の地域型小規模事業化発掘支援フォーラム	2,727
野田セントラル	移動車によるロータリー図書館（フィリピン）	2,727
八千代	夢を持って強くなろう！（プロ選手、オリンピック出場選手の講演）	2,727
千葉東	千葉盲学校で体験学習	863
合計 (USD):		67,938

様式 601



国際ロータリー第2790地区 地区補助金(DG)奨学生 募集要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2019-20 年度に派遣する地区補助金奨学生募集要項を次の通り定めています。

■ 目 的

国際ロータリー (RI) 第 2790 地区は、ロータリーの理念に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を、この要領記載の手続きにより募集選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

■ 奨学金の種類と内容

奨学生の種類	制度の内容の概要	募集人数
1 学年度奨学金	授与する奨学金の上限額は、20,000米ドルです。外国語の勉強ではなく、1学年（9ヵ月間）学ぶ正規の学生。2019年9月1日から2020年6月30日までの新学期から大学・大学院で就学を開始する者。	1 名

■ 応募資格

1. 地区で実施する地区奨学生選考会（2019 年 3 月 31 日）までに留学先の教育機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 応募者は奨学金支給期間の始まる前に、大学での 2 年間の勉強を終了したか、高校卒業後 2 年間職業に就いた経験のある人、学業優秀で、かつ留学先国の言語に通じ（英語圏については TOEFL が iBT94、CBT240、PBT587 以上）学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション（数回を予定）や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. ロータリークラブの会員（退会後 3 年未満の者を含む）及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族（配偶者、養子を含む）は応募できません。
9. 奨学金支給年度以前に 12 ヶ月以上留学したことのある国や地域の教育機関で学ぶことはできません。

■ 奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも 10 回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75 米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第 2790 地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。

5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第 2790 地区の活動に協力するとともに、学友会運営に携わらなくてはなりません。
6. 国際ロータリーやロータリー財団 (TRF) は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
7. クイーンズランド大学 (オーストラリア)、ブラッドフォード大学 (英国)、デューク大学 (米国)、ノースカロライナ大学チャペルヒル校 (米国)、ウプサラ大学 (スウェーデン) チュラロンコーン大学 (タイ) を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合は奨学金は認められません。

■ 応募手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる応募書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ 3 月 15 日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、応募書類は返還いたしません。
2. 選考受験票は RI 第 2790 地区ガバナー事務所の当該年度 HP からダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として 1 クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生、合計 1 名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 募集開始：2019 年 2 月 1 日 ※募集要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブ応募締切：2019 年 3 月 15 日
 - c. 地区応募締切：2019 年 3 月 31 日
 - d. 地区奨学生選考会：2019 年 4 月 14 日
※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。
 - e. 合格者説明会：2019 年 6 月予定
※当日は第 1 回オリエンテーションを行います。オリエンテーションにはスポンサークラブの顧問ロータリアンにもご同席をお願いします。
5. 合格者説明会・出発前オリエンテーション等に参加し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。欠席者は失格となる場合があります。

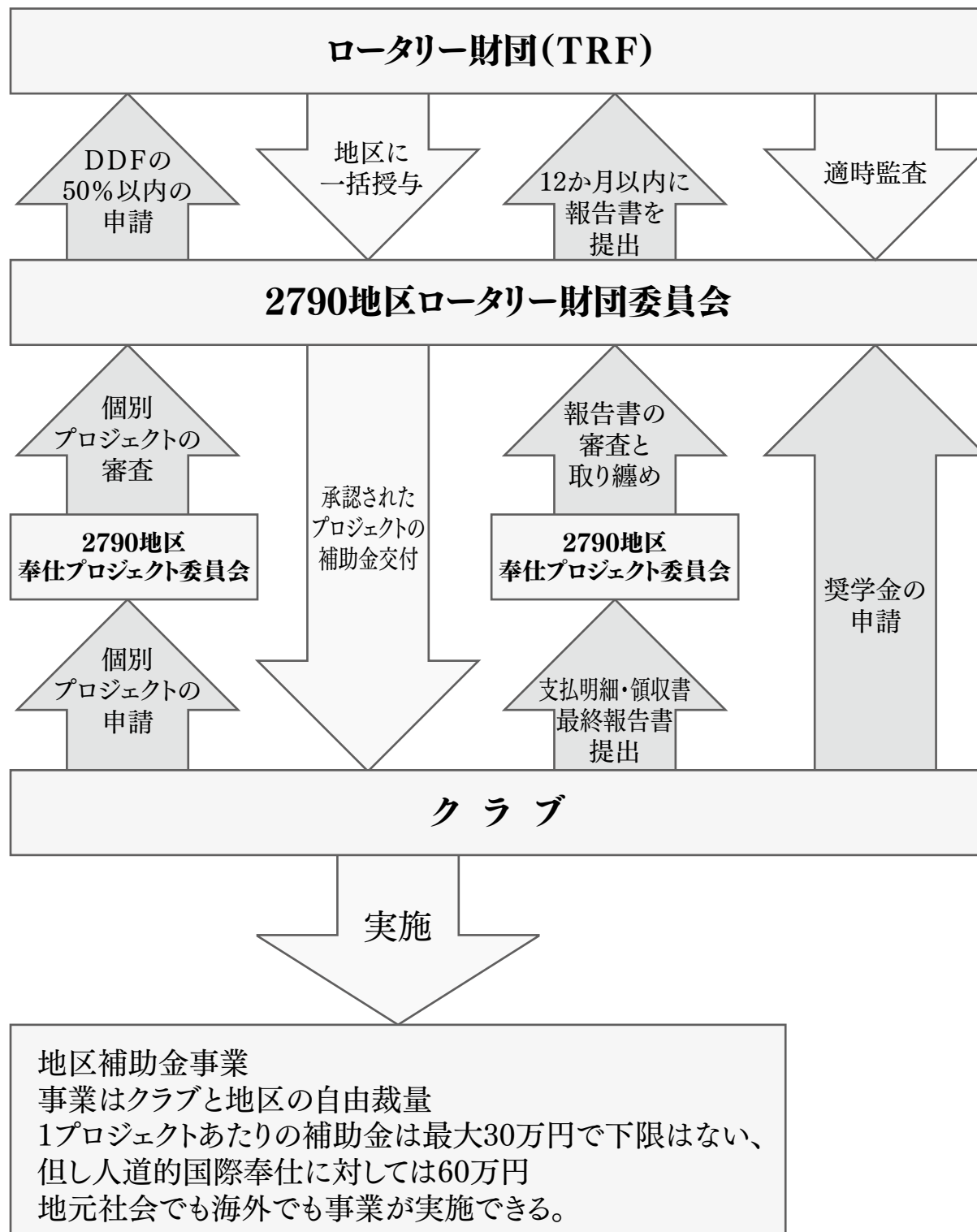
■ 提出書類

	書 類	記入言語	部 数	備 考
1	2019-20 年度 地区補助金奨学生受験票	日本語	1 部	所定の受験票使用。要写真添付。 3 月 31 日郵送必着のこと
2	公的な語学試験のスコア	日本語又は英語	1 部	英語は TOEFL または IELTS とする。(最新年度)
3	推薦状	日本語	1 部	教師又は適切な雇用主/上司 2 名からの推薦が必要。書式自由。要厳封。
4	小論文 (2 種類)	留学先の国の標準言語及び日本語	各 1 部	1：過去の経験 あなたが受けた教育・職業・ボランティアの経験は、選んだ留学先とどのように関連していますか。(A4 版 1 ページ以内) 2：留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか。(A4 版 1 ページ以内) 3：あなたの将来の仕事の長期的目標はロータリーの目的とどのように適合しますか？ (A4 版 1 ページ以内)
5	成績証明書	日本語 (英語も可)	1 部	高校卒業後に就学したすべての教育機関の成績証明の原本

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーの HP (<http://www.rotary.org/ja>) をご参考下さい。
 ※申請、手続きに対する疑義解釈を Q&A 形式で HP に掲載予定です。参照してください。

5-4) 地区補助金 (DG) の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。



5-5) 地区補助金 (DG) 事業の実績

12-3) 地区補助金実績表を参照下さい。

6) グローバル補助金 (GG)

6-1) グローバル補助金の概要

目的

グローバル補助金は、ロータリーの6つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。

グローバル補助金による活動の種類

・人道的プロジェクト

1965年の「ロータリー財団の目的を果たす活動のための補助金」(grants for activities in keeping with the objective of the rotary foundation)のうちのマッチング・グラント(Matching Grant)と1978年の「保健・飢餓追放・人間性尊重補助金」(grants for 3H (Health Hunger and Humanity))を合わせて2013年の6つの重点項目に合致した事業。

・奨学金: 大学院レベルの6つの重点項目に合致した留学

・職業研修チーム VTT (Vocational Training Team)

専門職業に関係する研修を提供するチームや、研修を受けるチームを海外に派遣

1965年の研究グループ交換(Group Study Exchange)と技術研修(Technical Training)のための補助金(Awards)が発展したもの。

6-2) グローバル補助金 (GG) 要項

補助金の使用条件

- ・人道的プロジェクトの使用にあたっては、活動が実施されるクラブ(地区委員会)とそれ以外のクラブ(地区委員会)がパートナーとなって協力することが求められます。
- ・双方が補助金を申請する前に参加資格の認定を受ける必要があります。
参加資格 ①クラブ会長と会長エレクトがクラブ覚書(MOU)に同意し署名します。
②任命を受けた会員が地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席します。
(注)地区及び地区委員会が申請する場合は、適宜、必要な覚書(MOU)を作成するものとします。

その他の要件

*ロータリーの6つの重点分野に該当すること。

- ・平和と紛争予防/紛争解決
- ・疾病予防と治療
- ・水と衛生
- ・母子の健康
- ・基本的教育と識字率向上
- ・経済と地域社会の発展

*プロジェクトが持続可能であり、事業が完成した後も活動成果が長期的に持続すること。

*成果が測定可能な目標を持っていること。

*事前に地域社会のニーズを調査すること。

*ロータリアンと地域社会の人々の両方が積極的に参加すること。

*補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を遵守すること。

支給額と支給方法

- ・予算は3万ドル以上40万ドル迄の活動が対象となります、内訳は地区財団活動資金(DDF)と同額の国際財団活動資金(WF)、現金寄付の場合、国際財団活動資金(WF)は50%上乗せされますが、5%の運営費を負担します。
- ・当地区ではDDFから1プロジェクトに15,000USDを支給します。

様式 701



国際ロータリー第2790地区 グローバル補助金(GG)奨学生 募集要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2019-20 年度に派遣するグローバル補助金奨学生募集要項を、次の通り定めています。

■ 目 的

国際ロータリー (RI) 第 2790 地区は、ロータリー財団 (TRF) (以下「ロータリー財団」) が定めた 6 つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、大学院レベルの研究目標もそれに沿ったものであり、海外の大学院で勉学する意欲ある留学生を支援します。

■ 条 件

1. 申請者は、申請書を提出する際に、入学許可を証明する書類を提出しなければなりません。
2. 重点分野のいずれかに関わるキャリア目標を目指し、測定可能で持続可能な変化を助長する方でなければなりません。大学院での研究は、このキャリア目標に沿ったものでなければなりません。
3. 奨学生は、奨学期間中、12 ヶ月ごとに中間報告書を提出しなければなりません。奨学期間が終了後 2 ヶ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。
4. 定められている方法で奨学金を管理します
5. 奨学金から 75 ドル以上の支出をする場合には、領収書を受け取り、報告書に添付しなければなりません。
6. 奨学期間中、実施国側提唱者 (留学先の地区またはロータリークラブ) の求めによって、卓話 (クラブの例会において 30 分程度のスピーチをする) を行い行ったり、各種行事に招かれた場合には、それに参加しなければなりません。
7. 奨学金期間が終了後には、推薦したクラブや地区から求めがあった場合、卓話や各種の行事に参加し、学友会の活動にも参加しなければなりません。
8. 米国での就学を支援するグローバル補助金に関して、米国税法に従い授業料・書籍代・必要な備品・手数料・入学金を除く経費の源泉徴収を差し引かれます。
9. クイーンズランド大学 (オーストラリア)、ブラッドフォード大学 (英国)、デューク大学 (米国)、ノースカロライナ大学チャペルヒル校 (米国)、ウプサラ大学 (スウェーデン) チュラロンコン大学 (タイ) を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合は奨学金は認められません。
10. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。

■ 奨学金の申請と内容

グローバル補助金奨学生の応募は、推薦ロータリークラブの推薦を受け全ての必要書類を揃えて申請してください。2019 年 3 月 31 日締め切りです。

地区ロータリー財団委員会は 2019 年 4 月 4 日までに事前審査申請書をロータリー財団へ提出します。

授与する奨学金の上限額は 40,000 USD です。(DDF20,000 USD、TRF20,000 USD)

留学してからの受け付けはされません。

■ 推薦クラブ

応募者は本籍、居住地、職場、大学等の所在地に所在するロータリークラブから推薦を得て下さい。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、国際ロータリー第 2790 地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

■ 申請の手順と日程就学期間と学業レベル

1. 申請者はロータリークラブ宛に申請書を提出します。
2. ロータリークラブの推薦を受け、クラブが地区ロータリー財団委員会に申込します。
ロータリークラブは地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生合計 1 名を地区ロータリー財団委員会に申し込みすることができます。
3. 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、奨学生を最大 2 名まで選考します。
4. クラブまたは地区委員会で、実施国側提唱者（留学先の地区又はクラブ）を選定します。
5. 申請者は、ロータリークラブと協力して、オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。（地区ロータリー財団委員会で指導します。）
6. ロータリー財団からの質問にはメールで答えます。
7. ロータリー財団の承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後 4 週間程で、ロータリー財団より地区に奨学金が入金されます。
8. 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
9. オリエンテーション終了後、資金を奨学生が指定する口座に振込まれます。
10. 奨学生は、留学中、12 ヶ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出し、留学期間終了後は、2 ヶ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。

■ 応募の際に提出する書類

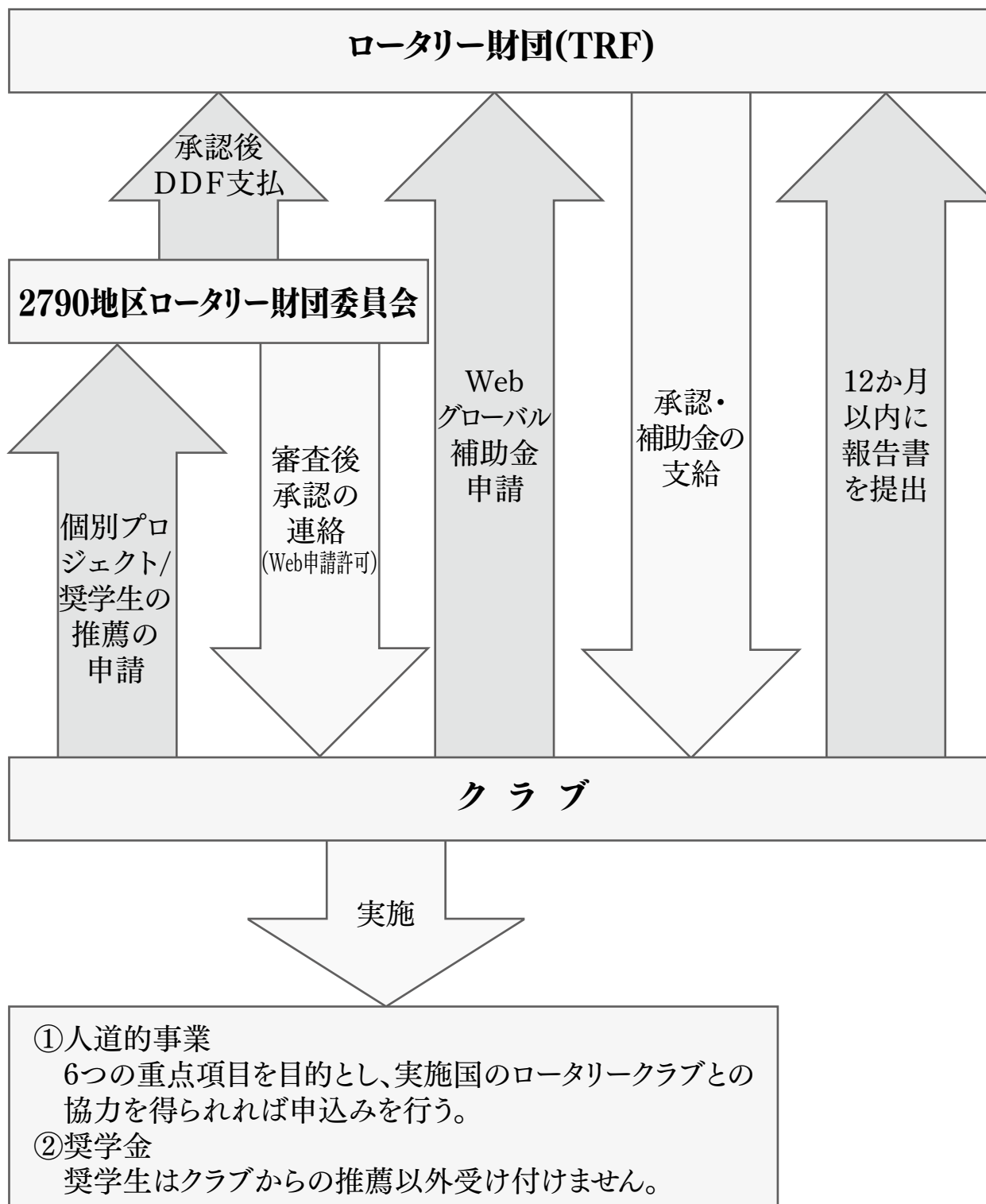
1. グローバル補助金奨学生の参加申請書
2. グローバル補助金奨学生の面接票
3. 入学を証明するもの（申請書提出段階で、大学等から無条件入学許可を得ていなければなりません）。

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーの HP（<http://www.rotary.org/ja>）をご参考下さい。

※申請、手続きに対する疑義解釈を Q & A 形式で HP に掲載予定です。参照してください。

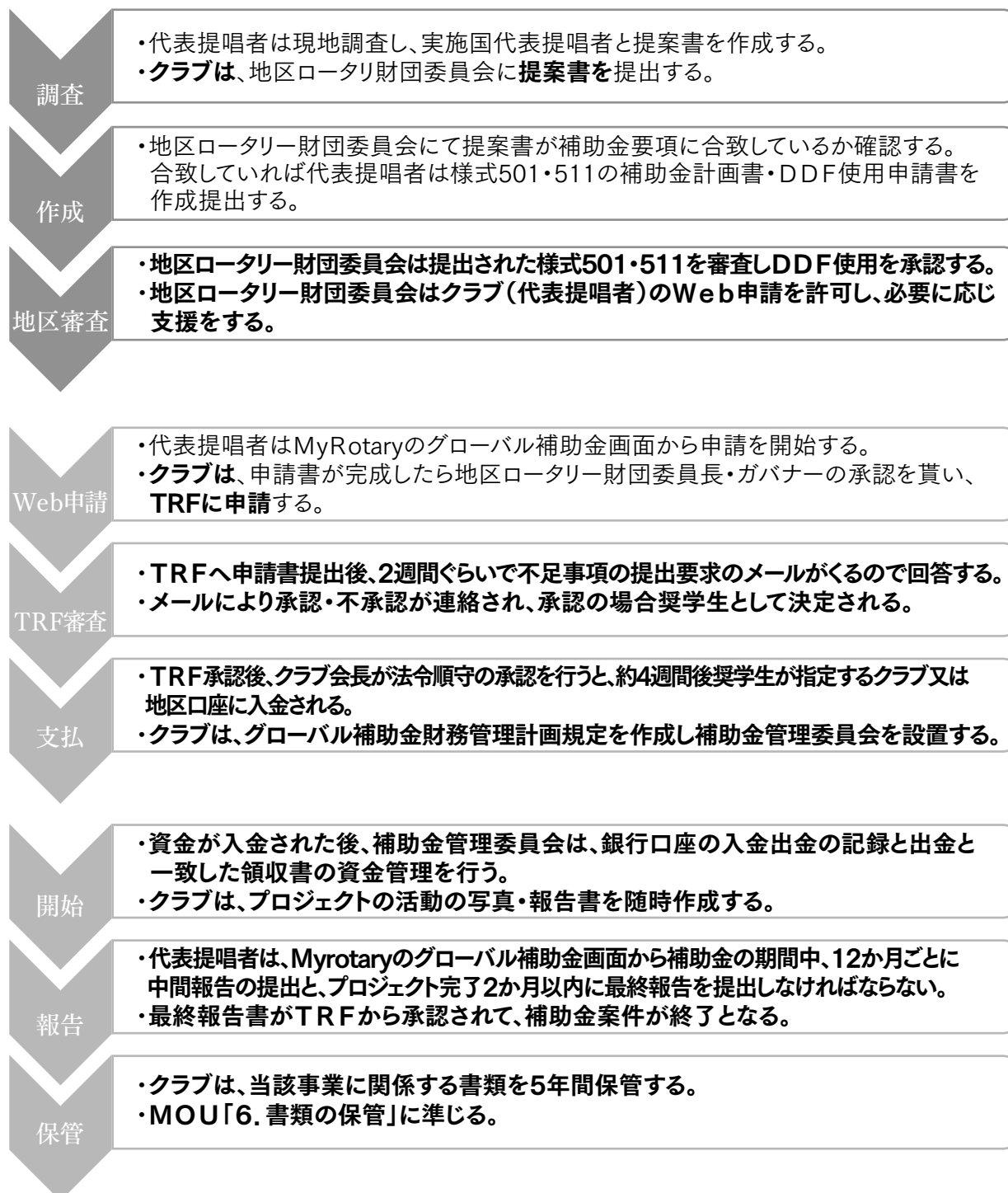
6-4) グローバル補助金 (GG) の申請

グローバル補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。



6-5) グローバル補助金 (GG) の立案から報告までの流れ

グローバル補助金の申請は年間通じて随時提出することができます。
プロジェクトの立案から報告までの流れを示します。



6-6) グローバル補助金 (GG) の当地区の実績

当 2790 地区もグローバル補助金事業が始まった 2013-14 年度から、人道的プロジェクト 6 件、奨学金 4 件が下記の通り完了・進行中です。

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
茂原 RC	台湾	山間部医療バスプロジェクト	疾病予防と治療
市原中央 RC	インドネシア	きれいな水プロジェクト	水と衛生
第 2790 地区	モンゴル	感染予防プロジェクト	疾病予防と治療
千葉南 RC	韓国	障害者 IT 専門教育プロジェクト	経済と地域社会の発展
勝浦 RC	スリランカ	清潔な水プロジェクト	水と衛生
市原中央 RC	台湾	障害者自立教育プロジェクト	経済と地域社会の発展
松戸東 RC	アメリカ	グローバル補助金奨学生	経済と地域社会の発展
第 2790 地区	フランス	グローバル補助金奨学生	平和と紛争予防・紛争解決
千葉 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	経済と地域社会の発展
柏 RC	オーストラリア	グローバル補助金奨学生	基本的教育と識字率向上

2018 年度 7 月以降の変更点

2018 年 7 月 1 日より、人道的プロジェクトまたは職業研修チームのためのグローバル補助金を申請するクラブまたは地区は、まず地域社会の調査を行い、その結果を申請書に含めることが義務づけられることとなりました。地域社会の強み、弱み、ニーズ、リソースを調べることは、効果的なプロジェクト立案に欠かせない第一歩です。地域社会の調査は、意義ある成果をもたらす上で重要であるだけでなく、調査のプロセスを通じて、地域を形づくる決定に住民が関与し、地域の改善に取り組む意欲を引き出すことができます。一番大切なのは、地域住民の関与が促し、プロジェクトの持続可能性を高めることです。

なお、地域社会調査にかかる費用を賄うために、地区補助金の資金を活用することができます。

7) ポリオプラス

7-1) ポリオプラスの概要

ポリオプラスとは、1985年に設置された地球上からポリオをなくす目的のロータリー財団(TRF)の事業です。プラスとはポリオの他、ハシカ・ジフテリア・結核・破傷風・百日咳の五つの主要伝染病をプラスとして同時追放を目的にしておりましたが、このプラスは最初の頃と意味が変わりポリオ撲滅活動を推進する過程でさまざまな副産物が生まれました。

例えば、ポリオワクチンを投与する時、ビタミンAのサプリメントと一緒に配布して健康面での効果を上げたり、ワクチンの運搬、保存のための新しい物流システムやポリオ発症を監視する世界的ネットワークができ、他のウイルスの感染症の状況も監視できるようになりました。現在では、これらポリオ撲滅活動でもたらされた成果全体をプラスと呼んでいます。

1995年規定審議会の決定に沿って、また2007年再確認されたとおり、ロータリー財団管理審議会とRI理事会は世界からポリオがなくなったと証明される日があるまで、ポリオ撲滅が引き続き国際ロータリーとロータリー財団の第一の目標であり目標でなければならないことを確認した。(ロータリー財団章典 11.030.)

ポリオ撲滅は何度か、いつまでに撲滅する目標が掲げられてきましたが、現在まで撲滅には至っていません。ポリオを撲滅するには膨大な費用が必要です。そして幾度となく募金キャンペーンが実施されてきました。これまで30年以上にわたり、ロータリーは15億ドルを上回る資金を25億人以上の子供のポリオ予防接種をしてきました。さらに援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーが大きく貢献してきました。

ビル・＆・メリンダ・ゲイツ財団は、2013年の国際大会で、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付に対して、2倍の額を上乗せすることを発表しました。さらに、2017年6月のアメリカ・アトランタで行われた世界大会にて今後3年間にわたりロータリアンが集めた寄付(年間5,000万ドルを上限)に対して2倍の補助金を拠出すると発表しました。これは、実に3年間で最大4億5,000万ドルの資金をポリオ撲滅活動に提供することが可能となります。しかしながら、これを実現させるには、我々ロータリアンが多くの寄付をしなければなりません。本年度2790地区では、年次基金1人当たり150ドル、ポリオプラスへは1人当たり30ドル以上のご寄付をお願いしています。

7-2) ポリオ撲滅活動の軌跡

- 1979年 ロータリーがフィリピンで600万人の子どもへの予防接種をするという5ヵ年プロジェクトを開始。RIの75周年基金から補助金が授与された。
- 1985年 国際ロータリーがポリオプラスを立ち上げ、1億2,000万ドルの募金目標を設定。
- 1988年 ロータリー会員がポリオプラスへの2億4,700万ドルの募金に成功(当初目標の2倍以上)。当時125カ国で流行し、毎年35万人近い子供が感染していたポリオの撲滅に関する決議を世界保健総会が採択。世界保健機関、ユニセフ、米国疾病対策センター、国際ロータリーが中心となって「世界ポリオ撲滅推進活動」GPEIを発足。
- 1994年 西半球のポリオ撲滅を宣言。
- 2000年 オーストラリアから中国まで広がる西太平洋地域のポリオ撲滅を宣言。
- 2002年 8,000万ドル目標の募金キャンペーンスタート。
- 2003年 12ヵ月間のキャンペーンでロータリー財団(TRF)は1億1,900万ドルの募金に成功。
- 2006年 ポリオ常在国の数が4カ国アフガニスタン、パキスタン、インド、ナイジェリアとなる。
- 2007年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団が、ロータリーに対して「2億ドルチャレンジ補助金」として3億5,500万ドルの資金提供を約束。このチャレンジでロータリーは2億2,800万ドルの募金に成功。合計5億8,300万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。
- 2012年 インドがポリオ常在国のリストから外れる。
- 2013年 RI国際大会で2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付にしてゲイツ財団が2倍の額を上乗せする(年間3,500万ドルまでの寄付が対象)と発表。ポリオ撲滅最終戦略計画がスタート。
- 2015年 ナイジェリアがポリオ常在国のリストから外れる。残る常在国はアフガニスタンとパキスタンのみとなる。この年の野生型ポリオウイルスによるポリオ新規発症例の報告数は74件。
- 2016年 これまで30年以上にわたり、ロータリーは15億ドルを上回る資金を25億人以上の子どもにポリオ予防接種を提供、さらに援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーは大きく貢献。
- 2016年 ナイジェリアで4件のポリオ発症。
- 2017年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団は今後3年間にわたりロータリアンが集めた寄付(年間5,000万ドルを上限)に対して2倍の補助金を拠出すると発表。
- 2018年 世界ポリオ撲滅推進計画(GPEI)30周年。
世界ポリオデーをフィラデルフィアで開催。

7-3) ポリオプラスプログラムの用語集

ポリオウイルス

劣悪で管理の行き届いてない衛生状態によって 急性灰白髄炎 (poliomyelitis) を引き起こすウイルス。また、野生型ポリオウイルスとも呼ばれています。

ポリオ撲滅

WHO、ロータリーではポリオ撲滅という言葉で、野生株のポリオウイルスの伝播を止めるという意味で用いている。地球上からポリオの最終発症から 3 年間発症がなければポリオ撲滅となります。

全国予防接種日 (NID)

定期的な予防接種活動を補足する活動。ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切るために最も高いリスクを抱える年齢層 (通常 5 歳未満) のすべての子どもに経口ワクチンを投与し、大規模かつ組織的な予防接種を行います。ポリオ常在国では、通常少なくとも 3 年間、毎年数回にわたって全国予防接種を定めて実施します。

GPEI Global Polio Eradication Initiative (NID)

1988 年、第 41 回世界保健総会で、ポリオを全世界で撲滅する決議が採択されました。そこで、各国政府、WHO、国際ロータリー、米国疾病予防管理センター (CDC)、国連児童基金 (UNICEF) が主導し、ビル & メリンダ・ゲイツ財団を含む主要な関係機関の支援を受け、世界ポリオ撲滅イニシアチブ (GPEI) が開始されました。

世界保健機関 (WHO): 戦略担当

GPEI の実施と管理を担当し、各国の保健省に技術面や運営面でのサポートを提供しています。また、活動成果のモニタリング、戦略の立案も行っています。

(CDC) 米国疾病対策センター: ウイルス対策

疫学者、公共保健専門家、科学者を起用し、ポリオ流行に関する調査、ウイルスの種類と感染源の特定を行っています。

ユニセフ: 予防接種

ポリオワクチンの購入と分配のほか、社会動員 (social mobilization) 活動として、人びとに予防接種の効用を説明し、認識向上に努めています。現地ではフィールドワーカーが地元の保健従事者やボランティアと協力し、子どもたちへの予防接種を行っています。

ロータリー: 寄付・アドボカシー活動

ロータリー会員の持つビジネス・専門知識、ボランティアのネットワークを生かして、ポリオ撲滅のための認識向上、募金活動、各国政府への働きかけを行っています。これまでに 100 万人以上の会員がボランティア活動や募金を支援しました。

その他の活動パートナー

GPEI の中核を担う上記の 4 団体 (世界保健機関、米国疾病対策センター、ユニセフ、ロータリー) のほかにも、多くの団体・政府がポリオ撲滅活動を支援しています。

ビル & メリンダ・ゲイツ財団: GPEI の強力なパートナーとして、民間団体としては最高額の 19 億ドルを提供しました。ロータリーともパートナーシップを組み、ロータリーが集めたポリオ撲滅への寄付に 2 倍の額を上乗せする支援も行っています (2018 年まで毎年最大 3500 万ドルが上乗せ対象)。

各国政府: ポリオ撲滅活動の大部分は、各国政府からの資金援助で支えられています。またポリオ常在国や高リスク国で予防接種を実施するには、現地政府の支援が不可欠です。

各地の保健従事者: 保健従事者たちは、情勢不安な地域で身を危険にさらしても活動を続け子どもたちをポリオから守っています。パキスタンでは戸別訪問を行い、女性の保健従事者が母親たちに予防接種について説明しています。予防接種への不安をなくし、遠隔地域へワクチンを届ける活動も行っています。

ポリオ常在国

ポリオの感染が途切れたことがなく、ポリオウイルスが自然に発生している国を指します。現在ポリオの常在国はアフガニスタン、パキスタン、ナイジェリアの 3 か国です。

ポリオプラス

1985年に設置されたロータリー財団プログラムで、ロータリーは世界ポリオ撲滅活動に民間部門による支援を導入しました。ポリオを撲滅する為に世界中の地域で行ってきたボランティア活動に加え、ロータリアンによる寄付が必要です。世界にポリオがないことを証明されるまでに、15億米ドル以上費用がかかると予想されます。ポリオプラスの「プラス」に、今後のほかの保健活動に生かすことのできる全世界ポリオ撲滅の遺産を意味しています。

撲滅の証明 - ポリオフリー（清浄）とポリオ撲滅

ポリオが撲滅されたという世界的な証明が第一の目標です。監視活動を通じて、ポリオウイルスの感染が少なくとも1年以上発症していない場合保健当局がその地域をポリオ無発生（ポリオフリー）として証明します。2015年アフリカ大陸がポリオフリーとなりました。そして、地球上からポリオの最終発症から3年間発症がなければポリオ撲滅となります。

7-4) ポリオプラスプログラムの症例数

野生株によるポリオ症例数

ポリオ	国	2018年1月1日～ 12月31日	2017年 (通年)	2016年 (通年)	2015年 (通年)	2014年 (通年)
常在国	パキスタン	8	8	20	54	306
	アフガニスタン	21	14	13	20	28
	ナイジェリア	0	0	4	0	6
常在国以外	赤道ギニア	0	0	0	0	5
	イラク	0	0	0	0	2
	カメルーン	0	0	0	0	5
	シリア	0	0	0	0	1
	エチオピア	0	0	0	0	1
	ソマリア	0	0	0	0	5
	世界合計	29	22	37	74	359

8) ロータリー平和センタープログラム

8-1) ロータリー平和センタープログラムの概要

ロータリー平和センタープログラムは、ロータリーが目標とする「平和」、この大きな課題に取り組むために2002年に創設され、2013年から始まった「未来の夢計画」においても、平和達成の使命のもと従来と変わることなく恒久プログラムとして活動を行なっております。

ポール・ハリス没後50周年と財団の教育的プログラム創設50周年を記念して、財団管理委員会は、国際関係を研究するためのロータリー・ポール・ハリス・センター設立計画を立てました。これは異なる地域の評価の高い大学と提携して行なわれる計画です。どの大学も、世界問題、紛争解決、国際的研究などで優れた教育課程と教授陣を備えています。

創設から17年を経て、プログラムを修了したロータリー平和フェローは現在、国連、世界銀行、国際移住機関、米州機構、各国政府機関、二国間または国際非政府組織やコンサルティング会社等で活躍しています。2014年度当地区のグローバル補助金を活用した市原中央クラブのインドネシアでの水環境に関する奉仕活動が、当地区がホストしたICU（国際基督教大学）ロータリー平和センター修了のロータリー平和フェローの導きであるように、私たちロータリアンはロータリー平和フェローと共に平和の考察を行なうことで、平和の構築に寄与しています。

ロータリー平和センタープログラムの目的は、政府、事業、教育、メディア、他の専門職務に携わる、未来の有望な指導者に知識と世界理解を推進するために、いろいろな国や文化に属するロータリー平和フェローグループに上級教育の機会を提供することです。

ロータリー平和フェローは毎年世界競争制のもと国際関係や平和研究、および紛争解決の分野の修士号取得プログラムに50名、専門能力開発修了証プログラムに50名が選ばれ、世界の7大学に設置されている6つのロータリー平和センターで研究を行ないます。

ロータリー平和センター提携大学と奨学金プログラムの詳細

奨学金プログラム	修士号取得プログラム	専門修了証取得プログラム
目的	明日のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期間	15～22か月（大学により異なる）	3か月
ロータリー平和センターの数	5	1
提携大学	デューク大学／ノースカロライナ大学 国際基督教大学（ICU） ブラッドフォード大学 クイーンズランド大学 ウプサラ大学	チュラロンコン大学
フェローシップ受領者数	最高50名（各平和センター10人まで）	最高50人（1～3月コースと6～8月コース、各コース25人まで）
実地研修	夏季休暇中、2～3か月の実践的なインターンシップ	カリキュラムの一環として2～3週間の実習
資金支援合計額（平均額）	約USD75,000（授業料、居住費、生活費、渡航費、インターンシップ費、会議出席・研究費）	約USD11,000（授業料、キャンパス内宿泊設備費、教材費、渡航費、保険、実地研修費）

フェローの選考は地区が候補者を国際本部に推薦し、国際本部の選考委員会により行ないます。管理委員会により承認された申請者には、奨学金およびロータリー平和センターへの留学が指定されます。

8-2) ロータリー平和フェローシップの募集要項

資格要件

ロータリー平和フェローシップの申請者は以下を満たしていなければなりません。

- ・職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること
- ・申請時に優秀な成績で関連分野における学士号またはそれに相当する学位を保持していること
- ・修士号取得プログラムの場合、有給・無給を問わず、関連分野において少なくとも合計3年間のフルタイムの職務経験を有していること
- ・専門能力開発修了証プログラムの場合、現在、フルタイムで中級職または上級職として雇用されており、関連分野において少なくとも5年の職務経験を有していること
- ・修士号取得プログラムの場合第二言語、修了証プログラムの場合は英語に堪能であること
- ・優れた指導力（リーダーシップ・スキル）を備えていること

次に該当する人は、ロータリー平和フェローシップの資格がありません。

(a) ロータリアンおよび名誉ロータリアン、(b) ロータリークラブや地区、国際ロータリー、その他のロータリー関連団体の被雇用者、(c) 範疇 (a) および (b) に該当する人の配偶者、直系家族（血縁の両親や祖父母）、および以上の記述に当てはまる元ロータリアンやその親族は、退職から 36 カ月が経過するまでは資格がないものとみなされます。

また、元国際親善奨学生に応募には国際親善奨学金プログラムを終了してからロータリー平和フェローシップ申請まで、3 年間の待機期間が設けられています。元山山奨学生がロータリー平和フェローになることもできます。障害のある方やローターアクトクラブの会員も申請資格があり、申請するよう奨励されています。日本の地区が海外在住の優れた候補者を推薦することもできます。その場合、ビデオ会議、電話面接、インターネットを利用した面接も認められています。

ロータリー平和フェローは国籍または永住権を持っている国以外のロータリー平和センターへの留学が決められています。

ロータリー平和フェロー	グローバル補助金による奨学生	地区補助金による奨学生
フェローシップ期間を開始する前に、既に学士号もしくはそれに相当する学位を取得している。	申請時に海外の大学院の入学許可状の取得と受け入れ地区及びクラブの決定が必要。	教育段階（大学、大学院など）の制約なし。
紛争解決、調停、外交、国際関係、または同様の分野において、重要かつ関係深い仕事に就いていた経験がある。	6 つの重点分野の専攻に限る。	専攻に関する制約なし。
フェローシップ期間終了後に平和および紛争解決に貢献するためのキャリアを追求していく意欲を表明している。		

ロータリアンはロータリー平和フェローに大きな投資を行なっています。従って、ロータリー平和フェローには、キャリアに対する固い決意と同時に、ロータリーへ持続的に関与していくよう、大きな期待が寄せられています。また、ロータリー平和フェローは、世界理解と平和に貢献する活動を行なう国際ロータリーと加盟クラブにアドバイスと援助を提供するために、そのキャリアを通じてロータリー財団 (TRF) と連絡を保つよう期待されています。さらに、ロータリー平和フェローは、ロータリー平和センタープログラムを評価して推進していくよう求められます。ロータリー平和フェローは、生涯、仕事や奉仕活動を通じて国内外での協力、平和、紛争解決を推進するリーダーです。

8-3) ロータリー平和フェローシップへの申請

1. 申請者は、ウェブサイト (www.rotary.org/ja/peace-fellowships) を確認して、資格や申請手順について正しく理解する必要があります。留意点：申請書は 12 月から 7 月の間に入手可能となり、その後に手続き上の変更が加えられる場合もあることにご留意ください。
2. 申請者は、ウェブサイトで各ロータリー平和センターのカリキュラムとプログラムをよく調べ、平和センターの志望順位を検討します。
3. 修士号プログラムへの申請者は、大学の成績証明書や試験結果のほか、申請書に記されている希望大学の必要書類を、すべて提出する必要があります。また、各大学と連絡を取り、試験結果を含む必要書類・情報を確認すべきです。専門能力開発修了証プログラムへの申請者は、成績証明書や試験結果を提出する必要はありません。
4. 申請書と補足資料は、英語で記されたものでなければなりません。
5. 申請者は、地元のロータリークラブと連絡を取り、クラブによる推薦をお願いします。地元クラブを探すには、クラブ検索を利用できます。クラブに推薦を依頼する前に、必要とされる申請資料を揃えておくといでしょう。なお、地区から既に推薦を受けている場合は、クラブによる推薦を受ける必要はありません。
6. 地区との面接は必須要件です。そのため申請者は、5 月 31 日までに地区に申請を行う必要があります。地区は面接を行った後、被推薦者に関する必要書類を、7 月 1 日までにロータリー財団 (TRF) に提出します。
7. その後、ロータリー財団 (TRF) による最終選考が行われ、11 月にその結果が申請者に通知されます。
8. 最終的に財団によって選出された候補者は、各大学に入学申請を行う必要があります（チュラロンコン大学を除く）。

当地区では、2013 年にスタートした「未来の夢計画」でグローバル補助金と新地区補助金による奨学金プログラムに移行しました。これらのプログラムを理解することで、ロータリー平和プログラムに適した候補者を選出できます。ロータリー平和フェローの候補者は、通常、国際親善奨学生と比べて年齢層が高く、専門的な研究分野に取り組んでいる人が多いのが特徴です。

8-4) ロータリー平和センタープログラムの実績

ロータリー平和フェローの数(修士号取得プログラム)

第 1 期生(2002 - 04 年度) …66 名(日本からの派遣 2 名、受入 7 名)
 第 2 期生(2003 - 05 年度) …60 名(日本からの派遣 4 名、受入 9 名)
 第 3 期生(2004 - 06 年度) …52 名(日本からの派遣 2 名、受入 7 名)
 第 4 期生(2005 - 07 年度) …53 名(日本からの派遣 3 名、受入 6 名)
 第 5 期生(2006 - 08 年度) …50 名(日本からの派遣 2 名、受入 9 名)
 第 6 期生(2007 - 09 年度) …59 名(日本からの派遣 2 名、受入 8 名)
 第 7 期生(2008 - 10 年度) …52 名(日本からの派遣 3 名、受入 8 名)
 第 8 期生(2009 - 11 年度) …60 名(日本からの派遣 1 名、受入 8 名)
 第 9 期生(2010 - 12 年度) …60 名(日本からの派遣 3 名、受入 8 名)
 第 10 期生(2011 - 13 年度) …50 名(日本からの派遣 1 名、受入 9 名)
 第 11 期生(2012 - 14 年度) …60 名(日本からの派遣 3 名、受入 12 名)
 第 12 期生(2013 - 15 年度) …50 名(日本からの派遣 1 名、受入 10 名)
 第 13 期生(2014 - 16 年度) …50 名(日本からの派遣 1 名、受入 8 名)
 第 14 期生(2015 - 17 年度) …50 名(日本からの派遣 3 名、受入 9 名)
 第 15 期生(2016 - 18 年度) …50 名(日本からの派遣 1 名、受入 9 名)
 第 16 期生(2017 - 19 年度) …50 名(日本からの派遣 2 名、受入 9 名)
 第 17 期生(2018 - 20 年度) …50 名(日本からの派遣 3 名、受入 10 名)

日本のロータリー平和フェロー

	推薦地区	留 学 校
第 1 期生 (2002 - 04)	2630 地区	ノースカロライナ大学
	2750 地区	ブラッドフォード大学
第 2 期生 (2003 - 05)	2710 地区	ブラッドフォード大学
	2680 地区	デューク大学
	2580 地区	クイーンズランド大学
第 3 期生 (2004 - 06)	2770 地区	ブラッドフォード大学
	2590 地区	クイーンズランド大学
	2650 地区	ブラッドフォード大学
第 4 期生 (2005 - 07)	2660 地区	クイーンズランド大学
	2750 地区	クイーンズランド大学
	5360 地区	クイーンズランド大学
第 5 期生 (2006 - 08)	2750 地区	ブラッドフォード大学
	2590 地区	国際基督教大学
	5280 地区	国際基督教大学
第 6 期生 (2007 - 09)	2780 地区	ブラッドフォード大学
	2770 地区	国際基督教大学
第 7 期生 (2008 - 10)	7770 地区	国際基督教大学
	2590 地区	ブラッドフォード大学
	2750 地区	ブラッドフォード大学
第 8 期生 (2009 - 11)	2770 地区	ブラッドフォード大学
	2570 地区	クイーンズランド大学
第 9 期生 (2010 - 12)	2760 地区	クイーンズランド大学
	2750 地区	ブラッドフォード大学
	2680 地区	デューク大学
第 10 期生 (2011 - 13)	2750 地区	ノースカロライナ大学
第 11 期生 (2012 - 14)	2710 地区	ブラッドフォード大学
	2790 地区	国際基督教大学
	2550 地区	国際基督教大学
第 12 期生 (2013 - 15)	2750 地区	クイーンズランド大学
第 13 期生 (2014 - 16)	2790 地区	ウブサラ大学
第 14 期生 (2015 - 17)	2760 地区	ノースカロライナ大学
	2750 地区	ブラッドフォード大学
	2650 地区	チュラロンコン大学
第 15 期生 (2016-18)	2760 地区	ウブサラ大学
第 16 期生 (2017-19)	2750 地区	ウブサラ大学
	2760 地区	クイーンズランド大学
第 17 期生 (2018-20)	2750 地区	ブラッドフォード大学
	2760 地区	ウブサラ大学
	2770 地区	クイーンズランド大学

8-5)ロータリー平和センター

ロータリー平和センターの所在地域の周辺地区ではホストエリアを構成しています。日本では国際基督教大学が所在する第2750地区東京がホスト地区として中心になり、近隣の第2580地区東京、第2590地区神奈川、第2780地区神奈川、第2770地区埼玉そして当第2790地区千葉の計6地区でホストエリア地区を形成しています。ホストエリアには、毎年新しいロータリー平和フェローを受け入れる特別な課題と機会があります。ロータリアンによる受け入れはロータリー平和フェローの成功に欠かせないものであるため、フェロー一人一人にロータリアンのカウンセラーが割り当てられます。また、毎年日本全国のロータリアン一人一人から寄付される15円から唯一の被爆国で平和研究を行うフェローたちの広島研究旅行とホストエリアの維持活動の為にあてられています。更に第2790地区はこのプログラムに毎年25000ドルをDDFから寄贈し平和推進地区に指定されています。

第2790地区がホストするロータリー平和フェローとそのカウンセラー（2017-20年度）						
推薦 RC カウンセラー	氏 名	種別	年 度	国 籍	性別	留学先
千葉 清田 浩義	Ranaraja Janaka	受入	2017-2019	スリランカ	M	国際基督教大学
松戸中央 小熊 祐子	Venables Natasha	受入	2017-2019	オーストラリア	F	国際基督教大学
市川東 城 安雄	Seme Nelson Lomole	受入	2018-2020	南スーダン	M	国際基督教大学

毎年6月、国際基督教大学で開かれる年次セミナーではロータリー平和センタープログラムを修了するフェローの研究発表が行われます。各クラブではロータリー平和フェローにふさわしい候補者のご推薦をお願いいたします。第2790地区はロータリー平和センタープログラムが一層充実した奉仕となるよう推進してまいります。

9) 補助金プログラムの参加資格

9-1) クラブの参加資格認定

クラブの参加資格認定：覚書 (MOU)

ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団 (TRF) のグローバル補助金の活用にあたって、ロータリー財団 (TRF) (以下「ロータリー財団」) から提供されるこの覚書 (MOU) に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低 1 名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1 ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書 (MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理 (ただしこれらに限られない) が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。

2. クラブ会長の責務

クラブ会長は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ会長の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低 1 名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、**クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人**となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示出来るようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることが出来る。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
 - 1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と管理の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手出来るようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

7. 書補助金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことが出来る。

8. 承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2018-19 ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 2790 地区に通知することに同意する。

ク ラ ブ 会 長	
就任年度	2019－20年度
氏 名	
署 名	
日 付	

ク ラ ブ 会 長 エ レ ク ト	
就任年度	2019－20年度
氏 名	
署 名	
日 付	

クラブ会長とクラブ会長エレクトは、プロジェクト実施年度の役職です。

このクラブの参加資格認定：覚書（MOU）の「1. クラブの参加資格」には、地区補助金を活用する場合には、クラブの参加資格認定を求めています。が、国際ロータリー第 2790 地区では、クラブが地区補助金を申請する場合にはこの覚書（MOU）を提出し、最低 1 名のクラブ会員を地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席させるとの条件を満たしたクラブでなければならないという追加条件を定めています。

9-2) 地区財団活動資金 (DDF) 運営規程

様式 101

国際ロータリー第 2790 地区
地区ロータリー財団委員会

地区財団活動資金 (DDF) 運営

(目 的)

第 1 条 この規程は、国際ロータリー第 2790 地区 (以下「地区」という) の地区財団活動資金 (以下「DDF」という) の運営に関して定めるものとする。

(地区の参加資格)

第 2 条 地区は、毎年度ロータリー財団 (TRF) (以下「ロータリー財団」) の資金によってプロジェクトを実施する年度 (以下「プロジェクト実施年度」という) のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区の参加資格認定：覚書 (地区の MOU) を、国際ロータリーの MY ROTARY から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

(クラブの参加資格)

第 3 条 地区内の各クラブが DDF の使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

- 2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定：覚書 (以下「クラブの MOU」という) に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブの MOU を地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低 1 名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。
- 3 ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA 参加者 (以下「クラブ以外の参加者」という) 又は地区の委員会が地区補助金を申請する場合は、当該クラブ以外の参加者又は地区の委員会が前項の参加資格の要件を満たしていなければならない。クラブ以外の参加者又は地区の委員会は、クラブとみなしてこの要項を適用する。但し、2019-20 年度実施のプロジェクトに対する DDF の使用申請については、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の委員会が参加資格を得ていれば参加資格を認める。

(DDF の配分)

第 4 条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団から DDF の金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

- 2 前項の配分基準は、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額を配分し、その残額を地区補助金とグローバル補助金に概ね同額ずつ配分する。ただし、これらの金額は、地区内クラブからの申請状況等により、増減することがあるものとする。
- 3 前項の配分額が決定した場合には、各クラブにメール等で通知すると共に、地区のホームページに掲載するものとする。当初の配分額に変更がある場合には、再度同様の通知をするものとする。

(地区補助金の申請)

第 5 条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会 (以下「クラブ等」という) は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定める申請書によってプロジェクト実施年度の地区ガバナー事務所宛に郵送し、また同時に申請書の Excel ファイルをメールで指定先に送付するものとする。

(地区補助金の配分)

第 6 条 地区はプロジェクト実施年度のガバナー、ロータリー財団委員長および補助金小委員長の 3 名で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

- 2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の 50% を配分する。1 クラブ等に対する配分額の上限額は 30 万円とするが、2019-20 年度に限り、人道的国際奉仕に対しては上限を 60 万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を使用するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書(様式501以下「事業計画書」という。)を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。この場合に、他地区の DDF とクラブの資金によって実施するプロジェクト等で当地区の DDF を使用しない場合であっても、ガバナーとロータリー財団委員長が署名しなければならないため、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

(グローバル補助金の配分)

第8条 グローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区のグローバル補助金の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

- 2 1つのプロジェクトに対して DDF から支出するグローバル補助金は、原則 15,000 ドル以下とする。グローバル補助金奨学生に対する DDF から支出するグローバル補助金は、一人 20,000 ドル以下とする。

(クラブ役員の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計等)は、クラブの参加資格認定およびロータリー補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブの MOU の「2. クラブの責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブの MOU に記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

- 2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、**様式 201「地区補助金財務管理計画規程」**と**様式 202「グローバル補助金財務管理計画規程」**を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる**会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会**を設置しなければならない。

- 2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。
 - イ **グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理**
 - ロ ロータリー補助金に関する書類の管理
 - ハ クラブの MOU、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理
 - ニ **中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認**
 - ホ **補助金の不正使用等有った場合の処理**

(銀行預金口座に関する要件)

第13条 補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区ロータリー財団委員会に活動報告書を提出しなければならない。12ヵ月以上を要するプロジェクトは、補助金を受領した後12ヵ月以内毎に中間報告書を提出しなければならない。

(書類の保管)

第14条 補助金の受領者は、クラブの MOU の「6. 書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第15条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則

- 1 この規程は、2018年1月1日から施行する。

9-3) 世界報告分析と報告書提出の督促通知

世界報告分析

世界報告分析が行われ、報告書の提出率が地区に通知されます。

これまでのプロセス	新しいプロセス	地区への影響
年に2回、報告提出率が計算され、地区指導者に通知される。	年に4回、報告提出率が計算され、地区指導者に通知される。	報告提出率の通知が2回増えることにより、報告要件の順守状況をより包括的に把握できる。
一年度に2回の分析とも提出率が70%を下回った場合、地区はプログラムへの参加が一時停止となる。	一年度に4回の分析すべてで提出率が70%を下回った場合、地区はプログラムへの参加が一時停止となる。	一時停止の措置を受けるのは、年に4回すべての分析で70%を下回った場合となる。これにより、一時停止措置を受けるのは、常習的に報告要件を守っていない地区に絞られる。

世界報告分析の書簡には、提出率算出に含まれた補助金案件が一覧で掲載されるようになります。一覧には各補助金の状況も記されており、期限を過ぎた補助金について提唱者に確認を取る際にご参照いただけます。

報告書提出の督促通知

地区は、財団からの督促通知の情報を参考に、世界分析に備えることができます。

これまでのプロセス	新しいプロセス	地区への影響
補助金報告書の締切日が過ぎた時点で、最初の督促通知が送付される。	報告書締切日の2カ月前までに、補助金提唱者に要請の通知が送られる。	早めに通知を受けることで、期限を過ぎて未提出の報告書が減ることが期待される。
補助金の支払いが行われてから、または不備のない報告書が提出されてから 15カ月後、18カ月後、 21カ月後、24カ月後、 30カ月後に、督促通知が送付される。	18カ月後、24カ月後、30カ月後に督促通知が送られる (15カ月後と21カ月後はなし)。	補助金提唱者が、期限切れの補助金報告書について、通知を受ける回数が減る。
21カ月後の督促通知が送られた補助金提唱者のリストをRIウェブサイトに掲載する。	RIウェブサイトへの掲載は一切なし。	地区番号とクラブ名がRIウェブサイトに掲載されることはなくなる。

支払いまたは報告書提出の期日から18カ月を過ぎた補助金については、四半期ごとに地区指導者に世界報告分析通知が送られるのと同時に、提唱者に督促通知が送られることになります。

報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにもCCで送信されます。

10) ロータリー財団会学友会

10-1) 学友会の概要

1947 年以来、世界で 110,000 人以上がロータリー財団 (TRF) の奨学金や補助金を受領しています。元財団奨学生たちはロータリー財団 (TRF) の力強い賛同者であり、新会員や財団の寄付者となる可能性が高く、永い関係を維持することが大切です。

10-2) 学友会の活動と現況

第 2790 地区学友会（通称）は、過去にロータリー第 2790 地区ロータリー財団国際親善奨学金を授与された者、同地区が派遣した研究グループ交換に参加した者を正会員として、会員相互の親睦と関係団体との協力、連携のもと『国際親善使節』としての使命を自覚し、国際理解と友好に寄与することを目的とする同窓会組織です。名簿上では、1971 年の国際親善奨学生から 2018 年のグローバル補助金奨学生まで、GSE や地区補助金奨学生を含む 327 名が登録されています。

以前の R 財団国際親善奨学金プログラムから、今日グローバル補助金奨学生や地区補助金奨学生プログラムに変わり、学友資格を有する人数が数名に減ったことから学友会としての活動も徐々に変化しています。

その 1 つが、日本ロータリー学友会への参加です。2011 年に日本全国の各地区学友会による横断的な組織である日本ロータリー学友会が発足し、私ども第 2790 地区学友会も 2012 年より参加をしています。毎年 1 回の総会では、当時は大きな話題であった国際親善奨学金プログラムから今日の地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生プログラムへの移行に関しての意見交換や活動報告の他、学友間の連絡が難しくなっている状況などを打開すべく横の連携を深め、他地区学友会との交流にも力を注いでいます。また 2012 年のバンコク大会からほぼ毎年（ブラジル国際大会を除き）、国際大会での学友会イベントへの役員の派遣を行っています。

他方、IT 技術を駆使し、学友同士の結びつきを深めていくことも実施しています。SNS や Facebook で地区学友会のグループページを作成し、学友会の活動報告から、学友個人の情報告知（例えば、芸術関係の学友がコンサートを開催する際の告知など）ができるよう運営されています。これらの活動が実を結び、海外で活動している学友も、学友会をより身近に感じることが出来る様になればと期待しています。学友会に関心のあるロータリアンも Facebook のグループに参加出来ます。

第 2790 地区内では、地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生の選抜選考会での語学選考スタッフとしての手伝い、派遣に関する事前のオリエンテーションでの学友助言、例会での卓話、学友会総会および懇親会の実施といった活動を中心に毎年 1 回、夏の総会に際して、ニューズレターを発行し、学友会のメーリングリストで共有しています。

ロータリアンの皆様で是非読みたいという方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただけましたら幸いです。

10-2) 学友会の活動と現況

昨年度までの質問を参考に作成しました。

応募者は、不明点がある場合は、疑義解釈を参照してからご質問ください。

質問内容が、選考結果に反映されることがありますので、ご注意ください。

用語の説明 (地)：地区補助金奨学生関係

(グ)：グローバル補助金奨学生関係

特に指定がない場合は、記載内容は地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生共通です。

Q1： 大学院からの合格通知は、条件付き／無条件のどちらでもよい。また、合格通知は 3/31 までに取得しなければならない。

回答：無条件の入学許可書が 3 月 31 日までに必要です。事情により選考試験の 4 月中旬まで待つことも可能です。

Q2： 2790 地区で選考に選ばれるのは「1 名」のみか。

回答：奨学金に使える原資の多寡に拠ります。基本は 1 名ですが、今年度から優秀であれば 2 名の合格もあります。

Q3： 推薦を受けるクラブは、居住地の近くにすべきか。

回答：居住地の近くが理想ですが、推薦してくれない場合は近隣の他クラブ、あるいは他の要素（スクールの近くなど）のクラブに推薦を申し込んで下さい。

Q4： 必要な推薦状は「一部」とありますが、備考欄に「教師又は適切な雇用主 / 上司 2 名からの推薦が必要」とあります。これは教師 2 名または雇用主・上司 2 名、または教師と上司・雇用主 1 名ずつからの推薦状を一部用意するということでしょうか。

回答：学生の場合教師 2 名、社会人の場合は雇用主・上司の各 1 名で合わせて 2 名です。

Q5： 千葉市中央区**町に在住しており、千葉市**区の大学に通っております。この場合はどちらの区のロータリークラブに申請書を提出すればよいのでしょうか。また、一度に複数のクラブに申請書を提出することはできますか。

回答：家から近いクラブに、まずご連絡ください。受け付けていない場合は、地区内の近隣のクラブの推薦を受けてください（Q 3 を参照してください）。一度に複数のクラブに申請する事はできません。

Q6： 私は**国の大学院に進学を考えております。**国の公用語は〇〇語（英語以外）ですが、大学院での使用言語は英語です。また、大学院出願の際も英語の語学スコアの提出のみを求められました。さらに、〇〇語が公用語ですが英語でも生活することはできます。この場合は英語の語学スコアを提出すればよいのでしょうか。

回答：英語のスコアを提出してください。

Q7： 私は**国（進学希望国）の大学に 10 か月間交換留学をしていました。その際の成績証明書の提出は必要でしょうか（もし必要だったとしても、交換留学先では成績証明書の原本を交換留学終了後 1 通しか発行してもらえないため、成績証明書のコピーを提出することになります）。

回答：規定されていません。ただし、10 か月の交換留学の成果、また再度留学する理由が合格のポイントになりますので、PR ポイントとしてコピーを提出したほうが有利になることがあります。

Q8：（地）応募書類に「小論文」とありますが、そのページ数と言語についてお尋ねしたいです。

回答：申請理由を日本語 A 4、2 ページ以内、その日本語の英訳を併記してください。

ボランティア活動など日本語 A 4、1 ページ以内、その日本語の英訳を併記ください。

これは、「地区補助金（DG）奨学生参加申込書の下欄「過去の経験」3 点と一致するものです。

Q9：（地）地区補助金奨学生募集要項には「参加申込書」に関する記載が特にないように思いますが、こちらの書類は応募書類に含まれますか。

回答：参加申込書をロータリークラブに提出し、ロータリークラブに推薦をしてもらうことになります。

Q10： 現在 2 校の大学院に出願しており、結果がわかるのが 3 月中旬ごろなのですが、その場合は参加申込書及び小論文に 2 校分の内容のことを記載してよいのでしょうか。

回答：2 校分の内容が含まれても問題はありません。

Q11： 成績証明書について、交換留学生の時の大学の成績書は原本 1 通しかないもので、コピーの提出でよいのか。

回答：提出はコピーで差し支えありません。選考試験で提示を求められた場合は原本の提示をお願いいたします（選考試験当日は持参をお願いします）。

Q12： 応募書類に「小論文」とありますが、そのページ数と言語についてお尋ねしたいです。

回答：申請理由を日本語 A 4、2 ページ以内、その日本語の英訳を併記してください。

ボランティア活動など日本語 A 4、1 ページ以内、その日本語の英訳を併記ください。

Q13： 重点分野と目標の記載につきましてご教示ください。

回答：「6 つの重点分野」から一つを選んで留学先の専攻科目、経験が重点項目に一致していることを記述ください。

Q14： 「重点分野と目標」の 2 問目（受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述して下さい）につき、大学院で学ぶ内容を具体的に記載する箇所との理解ですが、受講希望のクラス名なども記載した方が宜しいでしょうか。詳細情報としてどこまで記述すべきかご教示ください。

回答：重点項目と一致することがわかる受講クラスまで必要です。

Q15： 最寄りのロータリークラブから推薦をいただく必要があるということですが、必要書類を提出する前に内諾等（電話などで問い合わせしておくなど）は必要でしょうか。

申請にあたり、ロータリークラブから推薦を頂くまでのプロセスについて、教えていただけますと幸いです。

回答：近隣のロータリークラブ事務局の連絡先を、2790 地区のホームページ等から調べてください。ロータリークラブによっては HP を持っていて、問い合わせができる場所もあります。事務局に電話すれば進展すると思います。連絡が取れたら申請書を持って例会日等にクラブの推薦審査を受ける必要があります。電話でクラブの内諾を得るかどうかの規定はありません。

Q16： IELTS のスコアしか持っていないのですが。

回答：TOEFL 換算表によるスコアの提出で結構です。

11) 地区規程・書式

11-1) 地区補助金 (DG) 財務管理計画規程 (様式 201)

〇〇 ロータリークラブ 地区補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ (以下「当クラブ」という) がロータリー財団 (TRF) の未来の夢計画に関する国際ロータリー第 2790 地区 (以下「地区」という) に提出したクラブの参加資格認定覚書 (以下「MOU」という) に記載された規程に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領した地区補助金に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当□□とする。(会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブ理事会で決定する)

2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

第4条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、当クラブ会員のうちから署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは、別表1に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。

2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。

3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。

4 前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

第6条 当クラブは、MOUの「6. 書類の保管」規程されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第7条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局 (OFAC) 規制対象国のため、OFAC 専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を1つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。

●アルバニア ●ボスニアヘルツェゴビナ ●ユーゴスラビア連邦共和国 (セルビア、モンテネグロ) ●コソボ ●南セルビア ●マケドニア ●ベラルーシ ●キューバ ●コンゴ民主共和国 ●イラン ●イラク ●レバノン ●リビア ●北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国) ●ロシア ●ソマリア ●スーダン ●南スーダン ●シリア ●ウクライナ ●ベネズエラ ●イエメン ●ジンバブエ

(以上、2016 年 10 月現在のリスト)

付則

1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支 払 金 額		
振込先銀行	銀行・信金 支店	
口 座 番 号	普通預金	当座預金 No
口 座 名 義		
摘 要		

_____ロータリークラブの _____プロジェクトの資金として、
上記の通り支払を承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

署名人 _____

署名人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

〇〇 ロータリークラブ
グローバル補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第 2790 地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定覚書（以下「MOU」という）に記載された規程に基づき、当クラブがロータリー財団から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者（以下「両クラブ」という）が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

(会計の維持)

- 第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。
- 2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関しての支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規程の通り**会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする。**
 - 3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは、ロータリー財団からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当□□とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブで決定する）

(署名人)

- 第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。
- 2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。
 - 3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

(補助金の支払い)

- 第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するように徹底しなければならない。
- 2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

(書類の保管)

- 第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に係る全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。
- 2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

付則

- 1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支 払 金 額		
振込先銀行	銀行・信金 支店	
口 座 番 号	普通預金	当座預金 No
口 座 名 義		
摘 要		

_____ロータリークラブの _____プロジェクトの資金として、
上記の通り支払を承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

署名人 _____

署名人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

11-3) 地区補助金 (DG) 申請書 (様式 311)



第2790地区の地区補助金 (DG)

申請書

国際ロータリー2790地区

ロータリー奉仕プロジェクト委員会・財団委員会

2019-20年度地区補助金申請用

申請者	↓ブルダウンからクラブ名を選択して下さい		ブルダウンから選択↓	
ロータリークラブ名	Abiko(15013)	ロータリークラブ	グループ	11
プロジェクト名				
実施場所				
実施期間(西暦)	2019年7月20日		～	2020年3月31日

プロジェクトの内容(文字ははみ出しても結構です)

1. このプロジェクトで何をしますか。簡潔にご記入下さい。

2. プロジェクトの恩恵を受ける人とその人数(ロータリアン以外)

3. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。

4. これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが直接参加する事例を少なくとも2例記載してください(はみ出しても結構です)。

5. このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような影響が期待されますか。

6. 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述して下さい。

7. プロジェクトの収支予算書

収入予算

収入項目	金額
1. 地区補助金申請額(上限30万円、人道的国際奉仕の場合60万円)	¥300,000 円
2. クラブ拠出金額	¥300,000 円
3. その他の資金	円
	円
地区補助金申請額+クラブ拠出金額	¥600,000 円
クラブ供出割合(50%以上になるよう)	50%

支出予算(不要な項目は削除して下さい、書ききれない場合は下の別表に記入して下さい)

支出項目	業者名	金額
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
その他(別表)		¥0 円
	支出合計金額	¥0 円
	事業総額(支出合計と一致すること)	¥600,000 円

収支予算書は、日本円で記入して下さい。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートによりしますので、補助金の金額は多少前後する場合があります。

8. 本プロジェクトは人道的国際奉仕に該当しますか？ 該当する場合、地区補助金上限額は¥600,000になります。

いいえ ←ブルダウンから選択して下さい

- 地域社会の発展(一般) ←プルダウンから分野を選択して下さい

担当者氏名		クラブでの役職	
自宅住所			
電話番号		FAX	
		携帯	
E-mail			

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

署名人		
-----	--	--

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	2019年7月1日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り
ロータリー財団地区補助金の配分をうけたく、申請します。

署名は紙提出のみ、直筆で記入して下さい、Excelは空欄で結構です

支出項目	業者名	金額
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
		¥0 円
「その他」の合計金額		¥0 円
7.で記入した「その他」の金額(一致すること)		¥0 円

申請No.	
入力担当者	
審査結果	
審査による追加条件	
審査による追加条件2	
委員会対応	
備考	
過去同一内容事業	

– 55 –



Global Grant Application

国際ロータリー第 2790 地区
グローバルプロジェクト委員会 (地区 DDF 申請書添付資料)

2019-20 年度実施 プロジェクト用

申請者

Rotary Club	
Project name	
Location	
Schedule	

I ステップ 1 Step1

1. グローバル補助金のプロジェクト名

What's the name of your project?

2. このグローバル補助金は、以下のどの活動を支援するものですか。

What type of project are you planning?

☐ 人道的プロジェクト

☐ 奨学金

☐ 職業研修チーム

3. 代表連絡担当者

Select the primary persons of Host and International sponsors to contact about this project.

Name	Club	役 割	実施国/援助国 提唱者
		代表連絡担当者	Host
		代表連絡担当者	International

II ステップ 2 Step2

委員会メンバー

Who will serve on the grant's in your committee?

Name	Club	役 割
		Host
		Host

Who will serve on the grant's International committee?

Name	Club	役 割
		International
		International

これらの委員会メンバーのうち利害の対立が生じる可能性のある人はいますか？

Do any of these committee members have potential conflicts of interest?

☐ はい yes

☐ いいえ No

「はい」の場合は簡潔に理由して下さい。

III ステップ3 Step3

プロジェクトの概要

本プロジェクトの主な目的と受益者について情報を入力して下さい。

Tell us a little about your project. What are the main objectives of the project, and who will benefit from it?

IV ステップ4 Step4

1. 本プロジェクトはどの分野を支援しますか。

Which area of focus will this project support?

- ☐ 平和と紛争予防 / 紛争解決
☐ 疾病予防と治療
☐ 水と衛生
☐ 母子と健康
☐ 基本的教育と識字率向上
☐ 経済と地域社会の発展

V ステップ5 Step5

成果の測定 Measuring the impact

1. どの目標を支援するものですか？

Web上で選択になります。(たとえば水と衛生の場合、持続可能な水設備と衛生設備の設置) 概略目標を記入ください。

Please select in the web-site.

Please describe a rough explanation of your project's goal.

2. プロジェクトの成果をどのように測りますか。

How will you measure your project's impact? Find tips and information on how to measure results in the [Global Grant Monitoring and Evaluation Plan Supplement](#).

番号	評価基準	情報収集方法	測定頻度	受益者
1				
2				

3. 誰がモニタリング、及び評価のための情報を収集しますか？

Who will collect information for monitoring and evaluation?

☐ はい yes ☐ いいえ No

「はい」と答えた場合、担当者の氏名、住所、電話、メールアドレス、適任の理由を記入して下さい。

氏名

住所

電話

メールアドレス

適任の理由

Briefly explain why this person or organization is qualified for this task.

VI ステップ6 Step6

プロジェクトの実施地と実施時期を記入して下さい。

1. 実施地

国・州・県

地域・村

2. 実施時期

開始日

終了日

VII ステップ7 Step7

参加者

1. 協力団体 COOPERATING ORGANIZATIONS

協力団体は、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プログラムへの支援を提供する、ロータリアン以外の定評ある組織または教育機関を指します。

このプロジェクトに参加している協力団体を入力して下さい。

No	Name	Web site	番 地	市町村	国
1					

2. 協力パートナー

このプロジェクトに参加するそのほかのパートナーを挙げてください。

List any other partners that will participate in this project.

3. 旅行するボランティア VOLUNTEER TRAVELERS

このグローバル補助金で海外渡航するロータリアンまたはロータリアン以外の参加者を入力して下さい。

氏 名	E メール

4. ロータリアンの参加 ROTARIAN PARTICIPANTS

この活動で実施国側のロータリアンが担う役割と責務を説明して下さい。

Describe the role that host Rotarians will have in this project.

この活動で援助国側のロータリアンが担う役割と責務を説明して下さい。

Describe the role that international Sponsor will have in this project.

VIII ステップ8 Step8

プロジェクトの予算に使われている通貨をご入力ください。

プロジェクト費用の支払いのために主に使われる通貨をお選びください。

What local currency are you using in your project's budget?

The currency you select should be what you use for a majority of the project's expenses.

プロジェクトの予算

プロジェクトの各予算項目を以下のリストに挙げてください。プロジェクトの予算合計は、調達資金の合計と同額である必要があります（調達資金は「ステップ9」で入力）。グローバル補助金の場合、ロータリー財団の国際財団活動資金（WF）から少なくとも 15,000 ドルの上乗せが含まれます。WF 上乗せを含むプロジェクトの予算は、少なくとも 30,000 ドルとなる必要があります。

List each item in your project's budget. Remember that the project's total budget must equal its total funding, which will be calculated in step 9. Every global grant includes a match of at least 15,000 USD from The Rotary Foundation's World Fund. Project budgets, including the World Fund match, must be at least 30,000 USD

番 号	内 容	業 者	カテゴリー	費用(現地通貨)	費用(米ドル)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
予算の総額：					

予算を裏付ける書類 Supporting documents (optional)

Attachment: Budget

IX ステップ9 Step9

調達資金 Funding summary

グローバル補助金は、国際財団活動資金 (WF) によって財団から配分されるもので、支給幅は 15,000 ～ 20 万米ドルとなります。財団は、現金拠出に対しては 50 パーセント（半額）、地区財団活動資金（DDF）の寄贈に対しては 100 パーセント（同額）を上乗せして支給します。補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも 50 パーセントの上乗せ資金が提供されます、ただし、この寄付はプロジェクトの協力団体や受益者の協力団体や受益以外から寄せられたものであることが条件です。

この補助金プログラムへの TRF 上乗せ額を計算するには、すべての調達資金を入力し、それらが現金、DDF、その他のいずれであるかを選択してください。調達資金の合計額は、活動予算と一致していなければなりません。

Tell us about the funding you've secured for your project. We'll use the information you enter here to calculate your maximum possible funding match from the World Fund.

No	資金源	詳細	金額
		DDF の寄贈 :	
		現金拠出 :	
		その他の資金 :	
		冠名基金/冠名指定寄付 :	
		TRF 上乗せ (最高額) :	
		TRF 上乗せ (申請額) :	
		調達資金の合計 :	
		予算の総額 :	

国際財団活動資金（WF）からの上乗せとして申請する金額を記入してください。

X ステップ10 Step10

持続可能性（プロジェクトの立案）Project planning

- プロジェクトで取り組む地域社会のニーズを説明下さい。
Describe the community needs that your project will address.
- これらのニーズをどのように特定しましたか？
How did your project team identify these needs?
- ニーズの解決策を見つけるに当たり受益地域社会の人はどのように参加しますか？
How were members of the benefiting community involved in finding solutions?
- このプロジェクトの立案において、受益地域社会の人々はどのように関与しますか？
How were community members involved in planning the project?

持続可能性（プロジェクトの実施）Project implementation

- プロジェクト実施における各段階の概要を記入して下さい。
Summarize each step of your project's implementation.

活動内容 Activity

期間 Duration

2. このプロジェクトに関連して現地団体が行っている他の取り組みと調整を図っていく予定ですか？
Will you work in coordination with any related initiatives in the community?

☐ はい yes ☐ いいえ No

「はい」と答えた場合、現地団体による他の取り組みについて記入してください。

「いいえ」と答えた場合

ほかの現地団体は上記のニーズに取り組んでいないのでしょうか。取り組んでいる場合、その団体と協力しないのはなぜですか。ご説明ください。

Please explain. Are local initiatives not addressing these needs? Or, if they are, why did you decide not to work with them?

3. このプロジェクトに含まれる研修的、教育的要素を説明して下さい。
Please describe the training, community outreach, or educational programs this project will include.

4. これらのニーズをどのように特定しましたか？
How were these needs identified?

5. 地元に人たちによるプロジェクトへの参加と奨励する為インセンティブを利用しますか？利用する場合それはどのようなインセンティブですか（例：謝礼金、表彰、修了証授与、広報など）
What incentives (for example, monetary compensation, awards, certification, or publicity), will you use, if any, to encourage community members to participate in the project?

6. 補助金活動が終了した後に引き続きプロジェクトを監督する地域住民または団体の名前をすべて記入してください。
List any community members or community groups that will oversee the continuation of the project after grant-funded activities conclude.

持続可能性（予算）

1. 予算に含まれている項目を現地業者から購入する予定ですか？
Will you purchase budget items from local vendors?

☐ はい yes ☐ いいえ No

「はい」と答えた場合、業者選定のプロセスを説明して下さい。

Explain the process you used to select vendors.

「いいえ」と答えた場合、どのように業者を選定しますか？選定のプロセスを説明下さい。

2. 業者の選定にあたって入札を行いましたか？
Did you use competitive bidding to select vendors?

☐ はい yes ☐ いいえ No

「いいえ」と答えた場合、理由を記入して下さい。Please explain.

3. 委員会のメンバーはベンダーと利益相反している？
Do any committee members have a potential conflict of interest related to a vendor?

☐ はい yes ☐ いいえ No

もしそうなら、簡単に説明して下さい。

If so, please briefly explain.

持続可能性（保守）

1. このプロジェクトで購入した設備、資材の操作とメンテナンスの計画を記入して下さい。
この計画には、操作とメンテナンスを行うのは誰か？その人たちがどのような研修を受けるかなどを含める必要があります。
Please provide an operations and maintenance plan for the equipment or materials you anticipate purchasing for this project. This plan should include who will operate and maintain the equipment and how they will be trained.
2. 補助金活動が終了した後に地域社会の人々はどのように設備のメンテナンスを行っていきますか？交換部品は入手可能ですか？
Describe how community members will maintain the equipment after grant-funded activities conclude. In that case, can you get the replacement parts there?
3. 設備を補助金で購入する場合、設備は文化的であり地域社会のテクノロジー水準に沿っていますか？
If the grant will be used to purchase any equipment, will the equipment be culturally appropriate and conform to the community's technology standards?
☐ はい yes ☐ いいえ No
「はい」と答えた場合、説明して下さい。Please explain.
「いいえ」と答えた場合、プロジェクトでは、地域社会の人々がこのテクノロジーを採用できるように援助しますか、説明して下さい。
4. プロジェクト完了後、補助金資金で購入した物品は誰が所有しますか？ロータリー地区・クラブ会員所有することはできません。
After the project is completed, who will own the items purchased by grant funds? No items may be owned by a Rotary district, club, or member.

持続可能性（資金調達）FUNDING

1. プロジェクトの成果を長期的なものとするために地元での資金源をみつけましたか？
Have you found a local funding source to sustain project outcomes for the long term?
☐ はい yes ☐ いいえ No
「はい」と答えた場合、資金源について説明して下さい。
Please describe this funding source.
「いいえ」と答えた場合、このプロジェクトはプロジェクトを継続していくために資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか。含まれている場合詳細に説明下さい。
2. このプロジェクトにはプロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか？含まれている場合は詳しく説明してください。
Will any part of the project generate income for ongoing project funding? If yes, please explain.

_____ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りグローバル補助金事業を計画しましたので、計画書を提出します。

ク ラ ブ 会 長	
就任年度	2019－20年度
氏 名	
署 名	
日 付	

ク ラ ブ 会 長 エ レ ク ト	
就任年度	2019－20年度
氏 名	
署 名	
日 付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



グローバル補助金(GG) DDF使用申請書

国際ロータリー第2790地区
グローバルプロジェクト委員会
2019-20年度実施 プロジェクト用

第 2790 地区財団活動資金 (DDF) 申請額

米ドル	ドル
日本円	円

申請額は、原則として1件 15,000 ドル以内でお願いします。R I 為替レートは、申請時のレートで記載してください。

I プロジェクトの概要 (グローバル補助金事業計画書の通り。)

II プロジェクト収支予算書

収入予算 (必要に応じて行を追加して下さい)

	クラブ名・地区名	現金	DDF	W F	合計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
合 計					

支出予算 (必要に応じて行を追加して下さい。)

項 目	業 者 名	金 額
合 計		

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り第 2790 地区 DDF の配分を受けたく、申請します。

ク ラ ブ 会 長	
就任年度	2019-20年度
氏 名	
署 名	
日 付	

ク ラ ブ 会 長 エ レ ク ト	
就任年度	2019-20年度
氏 名	
署 名	
日 付	



国際ロータリー第2790地区 地区補助金(DG)奨学生 参加申込書

国際ロータリー第 2790 地区の地区補助金奨学生募集要項を承諾の上、次の通り申し込みします。
(日本語と英語の両方で記入して下さい)

■ 応募者の情報

氏名		Name	
研究テーマ (Subject) :			

■ 応募者の留学先に関する情報

留学で選考する過程について、以下の情報をご記入下さい。

教育機関 (現地語表記) Name of institution			
所在地の都市名 City		国 Country	
授業で使 される言語 Language(s) of instruction		専攻課程 Course of study	
		留学開始/ 終了予定日 Dates begin and end	
ウェブサイト Website			

■ 受講するクラスのリスト (必ず記入して下さい) とその課程の関連情報が掲載されたウェブサイト (現地表記)

(List the classes you plan to take and any relevant links to information about the program.)			
List the classes		relevant links	

■ 過去の経験

あなたが受けた教育・職業・ボランティアの経験は、選んだ留学先とどのように関連していますか。
(How does your educational, professional, or volunteer experience align with Rotary's goals in the selected area of focus?)

■ 留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか。 (What are your plans immediately after the scholarship period?)

■ あなたの将来の仕事の長期的目標はロータリーの目的とどのように適合しますか？ (How do your long-term professional goals align with Rotary's goals?)

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第2790地区 地区補助金(DG)奨学生申請書 推薦書兼受験票

■ 推薦ロータリークラブ

_____ロータリークラブは、201 年 月 日開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

201 年 月 日

_____ロータリークラブ

幹事名 _____

幹事署名 _____

■ 受験票

顔写真を貼付してください。
写真のサイズは指定しません。

フリガナ 氏 名 (男・女)		
生年月日	年 月 日	生 歳
現住所 〒		
Tel・Fax		
e-mail		
在籍学校名 又は勤務先		
同上電話番号		

■ 家族データ等

本 籍

家族住所

家 族 (死亡の場合は、その年月日及び生前について記入)

氏 名	続 柄	職業又は学校(出来るだけ詳しく)

■ 補助金奨学生の参加申請書に記載されている次の各項目を承諾していただきます。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を受け取りました。また、奨学金ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があります。私はすべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された学士レベル以上のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、ホストクラブのカウンセラーに、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせるとともに近況を報告します。
10. 私は、地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
12. 国際ロータリー(RI)、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかるすべての費用は自己負担となります。
13. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
 - 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
 - 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
 - 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。
 - 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。
14. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む(ただしこれらに限られない)いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任(適切な保険に加入することを含む)を負うことをここに確認します。
15. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり、

あるいはR I／ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、R I／ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、R I／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。

16. 私は、留学期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。
- 250,000 米ドル（またはその相当額）：治療と入院（事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費）
 - 50,000 米ドル（またはその相当額）：緊急医療移送
 - 10,000 米ドル（またはその相当額）：事故死および四肢切断
 - 20,000 米ドル（またはその相当額）：遺体送還費
- 私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。

私は、R I／ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、R I／ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

17. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。R I／ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
18. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、R I、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
19. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
20. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、E メールアドレスを常にホストクラブのカウンセラーに知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、(j) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(k) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
21. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。
22. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。
23. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロー

タリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど（ただしこれに限られない）にこれを掲載する権利を RI とロータリー財団にここに与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。



国際ロータリー第2790地区 グローバル補助金(GG)奨学生 参加申込書

私は、国際ロータリー第 2790 地区のグローバル補助金奨学生募集要項を了解して、次の通り参加を申し込みします。

_____年____月____日

_____ロータリークラブ

会長 _____殿

住 所 〒_____

申請者署名 _____

■ 申請者の情報

姓	_____	名	_____
性 別	☐ 男性 ☐ 女性		
住 所	〒_____		
本 籍	_____		
E-mail	_____		
連絡先電話	_____		
国 籍	_____		

■ 緊急連絡先

姓 性	_____	名	_____
留学生との続柄	_____		
住 所	_____		
E-mail	_____		
連絡先電話	_____		
旅行保険会社	留学が決定してからで結構です。		
会社名	_____		
電話番号	_____		
保険証券番号	_____		

■ 語学能力と学歴

話すことのできる言語（母国語を含む）と、その語学レベル（母国語の能力は記入不要）

言 語	レベル
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

学歴について、最近のものを2つご記入下さい。

教育機関の名称	国	専攻分野	取得学位と取得日

■ 留学機関と専攻課程に関する詳細

教育機関名	
所在地(市町村と国)	
教育機関のURL	
専攻課程	
使用言語	
開始予定日	
終了予定日	

■ 重点分野と目標

重点分野(該当するものの前の□を☑または■にして下さい。)

☐	平和と紛争予防/紛争解決	☐	疾病予防と治療	☐	水と衛生
☐	母子の健康	☐	基本的教育と識字率向上	☐	経済と地域社会の発展

専攻課程と、選択した重点分野の「目的と目標」とどのように関連するものであるかを説明してください。各重点分野の「目的と目標」は以下のページに記載されています。お問い合わせ頂ければ、メールにて送信します。

<https://my.rotary.org/ja/document/areas-focus-policy-statements>

受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述して下さい。

上に記入した教育機関の専攻課程に興味を持つきっかけとなったのは、過去のどのような教育または経験ですか。説明して下さい。

■ 成果の持続と測定可能性

学業面と職業面での目標を記述し、これらの目標を達成する上で、上記の専攻課程がどのように役立つかを説明して下さい。

留学中または留学後に地域社会のどのようなニーズに取り組む予定ですか。またそのニーズに長期的に取り組むために、研究で学んだことをどのように生かしていきますか。

留学終了後のロータリー活動への取り組みは？

私は、本申請書に以下の書類（電子ファイル）を添付します。

☐ 入学許可を証明するものの写し

■ 同意

私は、既定の学年度にロータリー財団より承認された教育機関に留学するためにロータリー財団から授与された奨学金を受諾します。

私は、ロータリー財団が以下に記載された通り奨学金を私に授与することに同意したことを認識しています。本奨学金を受領するにあたり、私は以下を了解し、またこれに同意します。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を受け取りました。また、奨学金、ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記 2 項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私はすべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル（またはこれと同等の）プログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団の奨学金・学友委員長に、現住所、電話番号、E メールアドレスを常時知らせ、近況を報告します。
10. 私は、派遣ロータリークラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、奨学金支給期間中、12 ヶ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間が終了する 1 ヶ月前に、最終報告書を提出します。私は、報告書をロータリー財団、ならびに派遣ロータリークラブか地区に送ります。
12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 国際ロータリー（R I）、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかるすべての費用は自己負担となります。
14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
 - 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
 - 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
 - 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、R I とロータリー財団に負わせることはありません。
 - 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。

15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。
16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、R I とロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定めおよび条件の違背に基づき、R I /ロータリー財団に申し立てをしたり。あるいはR I /ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、R I /ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、R I /ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
17. 私は、留学期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。
- 250,000 米ドル（またはその相当額）：治療と入院（事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費）
 - 50,000 米ドル（またはその相当額）：緊急医療移送
 - 10,000 米ドル（またはその相当額）：事故死および四肢切断
 - 20,000 米ドル（またはその相当額）：遺体送還費
- 私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。

私は、R I /ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、R I /ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。R I /ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
19. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、R I、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、E メールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団の奨学金・学友委員長に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 留学国で使用する言語の語学能力が不足している場合、(j) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(k) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
22. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。
23. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。

24. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど（ただしこれに限られない）にこれを掲載する権利をRI とロータリー財団にここに与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。

下記の項目を確認し、☐を☒にしてください。

- ☐ 私は、グローバル補助金と地区補助金の授与と受諾の条件、および本補助金への私の参加に関する上記の条件を読了し、これに同意します。
- ☐ 私は、奨学金支給期間中、海外渡航の際の医療上の条件と奨学金留学の条件をすべて満たすことに同意します。
- ☐ 私は、奨学金の同意書に記載されている通りに、海外渡航中の医療・損害保険に加入することが義務づけられており、この保険の情報を上記緊急連絡先の欄に記入しなければならないことを了解しています。さらに、この保険は、奨学金支給期間中に私が訪問するすべての国において有効でなければならないことを了解しています。
- ☐ 私は、国際ロータリーおよびロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。
- ☐ 私は、本補助金への私の参加に関連し、ロータリー財団に対して一切法的責任を負わせることはありません。

私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第 2790 地区グローバル補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
日 付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第2790地区
グローバル補助金(GG)奨学生
受験票

■受験票

顔写真を添付してください。
写真のサイズは指定しません。

フリガナ

(男・女)

氏 名

生年月日(西暦) 年 月 日生 歳

現住所 〒

Tel・Fax

e-mail

在籍学校名

又は勤務先

同上電話番号

■ 家族データ

本 籍

家族住所 〒

家 族 (死亡の場合は、その年月日及び生前について記入)

氏 名

続 柄

職業又は学校名(出来るだけ詳しく)

■ 留学機関と成功課程に関する詳細

教育機関名	
所在地(市町村と国)	
教育機関のURL	
専攻課程	
使用言語	
開始予定日	
終了予定日	

■ 学 歴（高等学校卒業以降、専攻学科含む）

■ 職 歴

■ 海外滞在経験（10 歳以降の海外生活。留学の場所ごとの始期・終期）

12) 参考資料

12-1) 重点分野の基本方針

重点分野の基本方針について、ロータリー財団 (TRF) (以下「ロータリー財団」) は以下の点を強調します。

1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目指しています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。

平和と紛争予防／紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ（政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど）を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。
5. ギャング（暴力的グループ）反対運動や、人々の間の大きな違い（民族的違いなど）を乗り越えるための活動（ただしこれらに限らない）など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議。
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

1. 伝染病の予防と管理
 - a. 検査（カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う）
 - b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
 - c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
 - d. 地元の医療インフラで対応可能な機器（適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること）
 - e. 予防プログラムの提供（予防接種、男性包皮切除、ウィルス接触前の予防など）
 - f. 診断・治療のトラッキング（追跡）とモニタリングの技術的基盤の提供および研修
 - g. 伝染病の治療（予防を含む）、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
2. 蚊やほかの媒介生物（病原体を媒介する生物）を通じて感染する疾病
 - a. 蚊帳と予防薬の提供
 - b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
 - c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
 - d. 蚊以外の媒介生物の除去
3. 非伝染病の予防と管理
 - a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供
 - b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム
 - c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
 - d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供（適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む）
 - e. 救命手術および先天性疾患の手術（ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの）
 - f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
4. その他の活動
 - a. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
 - b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 機器の購入のみを含むプロジェクト（適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの）
2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 疾病予防と治療に関連する履修課程（例：公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など）。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるような活動を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 安全な飲み水の利用（例：水の供給および水質の改善）
2. 衛生設備の改善
3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水（例：作物、家畜など）
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 水と衛生に関連する履修課程（例：水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など）
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア（健康管理や検診）
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供（ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと）
4. 母子の健康の専門家やリーダー（例：医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など）への研修または（および）「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または（および）「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および（または）疾病予防・減少への取り組み（エイズとHPVウィルスを含む）
9. 性の健康に関する教育と研修（特に思春期の少女）
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気（例：HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など）が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔（ろうこう）外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当
20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術（現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 母子の健康に関連する履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など）
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 基本的な初等・中等教育の質の向上と、地元の学校関係者との協力（可能な限り）。
2. 成人の識字教育。
3. カリキュラム導入、効果的な教育法、生徒評価に関する教師研修の提供。
4. カリキュラムおよび／または教師研修を補完する資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 学校用機の購入（ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること）。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
7. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など）。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧しい人々が利用できる金融サービス（マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない）
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない）
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない）
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発（市場参入の促進など、ただしこれに限らない）
5. 地域社会による、または組織的な Adopt-a-village（村全体の自立支援）、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
7. 地元、地域、または国の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト（収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人びとの能力を大幅に高める場合を除く）
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティーセンターの建設や修復

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、貧困状態（貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域）にある人々の経済・社会的状況を改善することを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、申請者の経験、専攻課程、キャリア計画との関連性を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコースや、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位などがあります。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 地元、地域、または国の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
 - ii. 貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（例：経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど）。
 - iv. 地元、地域、または国レベルでの起業や事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。
 - v. コース名に「地域社会の開発（community development）」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
 - vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論だけのマクロ経済学、政治学、または金融学。
 - ii. ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 少なくとも以下の一つを含むキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 地域または国レベルで、貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の、社会・経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - iii. 貧困者、低収入者、若者、女性、十分な支援が行き届いていない地域の人々、先住民族などの経済・社会的福利のためのアドボカシーに関連するもの
 - b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動や運営、また一般的な社会事業に焦点を当てたもの。

ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件

2013 年 7 月 1 日以降の補助金に適用

ロータリー財団は、この授与と受託の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト (<https://www.rotary.org/ja/our-programs/grants>) に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージ・グラントの授与と受託の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命（ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること）と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム（VTT）、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第 10.030 節ならびに以下の XII に基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー章典の第 33.040.6 項ならびに 33.040.12 項に基づき、「“ロータリー”という名称またはその他のロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針を順守すること。
9. ロータリー財団章典の 1.060.3 節に基づき、ロータリーの『『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド』に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の 3 パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることことができる。
3. 補助金の 20 パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、ロータリー財団の事前承認を受けなければならない。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることことができる。

5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である：ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
3. 測定可能である：提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は、プロジェクト予算の 10 パーセントとする。
4. 実施地側の地域社会が主導する：実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。2018 年 7 月 1 日より、人道的プロジェクトまたは職業研修チームのためのグローバル補助金を申請するクラブと地区は、申請前に地域社会のニーズ調査を実施し、その結果を申請書に含めることが義務付けられる。地下水を利用するプロジェクトの場合、地域調査の一環として水文地質学的調査を実施しなければならない。
5. プロジェクト予算の 10 パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4 学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための留学用奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高 2 名までの海外旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国の少なくとも 1 つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ただし、RI 理事会が積極的に拡大に取り組んでいる（現在ロータリークラブがない）国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
12. プロジェクト予算の 10 パーセントまでを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。
13. 重点分野に関連する包括的なプロジェクトの一部である限り、低廉簡易住宅と簡易校舎の建設を支援できる。
14. 以下を含む（ただしこれに限らない）インフラストラクチャーの建設を支援できる：トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第 X セクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500 ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。

12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト。
2. 18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
3. 人が居住、仕事、またはかなりの時間を過ごす建造物、すなわち建物（病院）、コンテナハウス、移動住宅など、もしくは製造や加工などを含むあらゆる種類の活動を営むための永久建造物の新たな建設。補助金が建造物の建設によって決まるものである場合、この建設は追加のクラブ／地区の資金によって賄わなければならない。この制約は、低廉簡易住宅と簡易校舎には当てはまらない。
4. 一部建設済み（外装のみ完成した建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物を完成させるための修復。
5. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費。
6. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
7. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
8. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
9. 大学の学士課程での勉学。
10. 1つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト。

IV. 申請方法

補助金は www.rotary.org/ja/our-programs/grants からオンラインで申請できる。ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない、グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針に順守しなければならない（上記Ⅱを参照）。RI 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。補助金委員会の3名の委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。地区は、1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日よりも前に受理されなければならない（例えば、2016-17年度地区補助金の申請書は、2017年5月15日までに受理されなければならない）。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。提唱クラブまたは地区は、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金しなければならない。奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。提唱者は、経費発生や旅行手配の前に、ロータリー財団によって奨学金と職業研修チームの申請が承認さ

れなければならないことを申請者が理解するよう確認すべきである。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行が含まれる申請の場合は、旅行日の 90 日前までに提出すべきである。8 月、9 月、10 月に留学を開始する奨学生の申請書は、6 月 30 日までに提出されなければならない。

留意点：

1. 申請書への記入が開始されてから 12 カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から 6 カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後 6 カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後 12 カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件：

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 候補者が、自国外で学業を行うこと。

職業研修チームの申請における追加要件：

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー 1 名と最低 2 名のメンバーから成る少なくとも 3 名で構成されなければならない。メンバーは、重点分野において各自少なくとも 2 年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーは、ロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくつかの専門知識を備えていなければならない。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1 口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者 2 者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から 1 年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていること。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

国際財団活動資金（WF）から 50,001 ～ 100,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団専門家グループによる技術的審査および中間視察を受けるが、奨学金および職業研修チームはこの限りではない。WF から 100,001 ～ 200,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団管理委員会が会合で承認しなければならない。さらに、財団専門家グループによる事前現地視察、監査、中間視察を受ける。ただし、職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、この要件を免除される。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下になる。

1. 6 月 1 日まで：10 月の管理委員会会合で審査
2. 10 月 1 日まで：1 月に審査
3. 12 月 1 日まで：4 月に審査
4. 3 月 1 日まで：6 月に審査

V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が責任をもって行う。2016 年 4 月 1 日より、旅行者は、国際ロータリー・トラベルサービス（RITS）を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費

3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高 4 週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. RI による国別の旅行制限を順守する。
6. 旅行保険に加入する。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の 3 年前の年次基金への寄付および恒久基金〔シェア〕収益を合わせた額の 50 パーセント）の 50 パーセントまでを使って、年に 1 口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金（WF）によって財団から支給されるもので、支給幅は 15,000 ～ 200,000 米ドルである。財団は、現金拠出に対しては 50 パーセント（半額）、DDF の寄贈に対しては 100 パーセント（同額）を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルとする。財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付に対しても 50 パーセント（半額）で上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。補助金による恩恵を受ける条件として、または上乗せの対象となる現金拠出に使用するために、受益者から資金を集めてはならない。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額（財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびに DDF を含む）のうち少なくとも 30 パーセントが、プロジェクト実施国以外から寄せられたものでなければならない。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。ロータリーからの奨学金に加えて他団体からも奨学金を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学金を利用しても構わないが、その場合、財団はその金額への上乗せは行わない。2017 年 1 月より、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税が適用される（日本、カナダ、ドイツからの留学生の場合、協力財団を通じて資金が提供されるため、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払いから差し引かれる。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる（米国では、地区財団の銀行口座も可）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。地区補助金は、補助金支払い時の RI 為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされ、法的同意が承認されるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われ、プロジェクト経費の直接的な支払いに利用されるまで、その口座に維持されなければならない。直接的な支払いとは、プロジェクトの業者に対する直接の支払いまたは協力団体や受益団体が立て替えた経費をこれらの団体に支払うことを意味する。補助金資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることは

ない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供しなければならない。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。補助金は、支払い時点における RI 為替レートで支払われる。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金は WF に加算される。WF からの上乗せが 50,001 ドル～ 200,000 ドルの補助金は、使用計画に沿って分割で支払われる。2 回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した進捗報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の RI 為替レートを使用して記録する (RI 為替レートは毎月更新される)。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが 10 パーセント以上変動した場合、10 パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. 2015 年 7 月 1 日以降に提出された申請書に、ロータリー財団に送金する現金拠出が含まれている場合、提唱者は認証や手続きのコストを賄うため 5% を上乗せして送金しなければならない。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5% を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5% を含む全額が記載される。ただし、この 5% 分に対して財団からの上乗せはない。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5% を上乗せする必要はないが、その場合は認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として申請書に記載された額を超える 分は WF に充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WF へ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90 日以内にその旨を財団に通知する。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを受理しない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
3. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならない。最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 12 カ月以内、または補助金を全額支出してから 2 カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから 24 カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから 24 カ月以内に、完了しなければならない。
3. 500 米ドルを超える補助金資金が未使用として残った場合、未使用の全資金を速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区の DDF に加算される。500 米ドル以下の未使用の補助金資金は、地区補助金の諸要件を満たす活動に使用されなければならない。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 最初の中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから 12 カ月以内に提出しなければならない。その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から 12 カ月が期限となる。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後 2 カ月以内に提出しなければならない。

3. 500 米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれをプロジェクト関連経費に使用することを承認しなければならない。500 米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、ロータリー財団からの事前の承認は必要ない。未使用として残った補助金はすべて、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金（WF）に加算される。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75 米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出しなければならない。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資（マイクロクレジット）

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体／小口融資機関と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
3. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
4. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともに小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
5. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
6. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRA（外国貢献規定法）に関する一般的な情報は <https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx> を参照のこと。他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律と FCRA を順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座が FCRA の下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
 - a. 地区補助金 - それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない（適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。

- b. グローバル補助金 - 補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
2. 毎年 3 月 31 日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後 2 カ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
- a. 第 IX セクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/ja/our-programs/grants を通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
 - d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が 3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。
4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
- a. 第 IX セクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/ja/our-programs/grants を通じて提出した最終報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 以下の文書を含める。
 - i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
 - ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）
 - iii. 銀行調整の明細書（複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
 - iv. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
 - v. 受益者に関する情報（例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など）
 - d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。
5. FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

XII. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

プログラム補助金の受領や授与に関与するすべての人は、事実上の利害の対立、あるいはそのように疑われる可能性を避けるような方法で行動するものとする。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる人が、自分やその家族、知人、仕事上の同僚、事業上の利益、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えると疑われる可能性のある個人間の関係を指す。利害の対立に関する方針は、以下に具体的に示されているような状況において適用されるものとする。ただし、利害の対立に関する方針の適用は、これらの状況に限られるものではない。

1. 補助金の受領資格

ロータリー財団細則第 9.3 項に従い、以下に定義されている人は、ロータリー財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができないものとし、以下「受領資格のない人」と呼ぶ。受領資格のない人には、以下が含まれる：現ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織（「国際ロータリー章典」に規定されている通り）・国際ロータリーの職員、さらにこれらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員。元ロータリアンは、会員身分が終結してから 36 カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから 36 カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。ただし、そのような人でも、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・

グラントによる職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた個人は、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

2. 選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的關係、仕事上の関係について完全な透明性を保つものと期待されている。また、ロータリー財団プログラムから補助金を得て参加する候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる）委員が、選考プロセスに参加すべきかどうかを決定し、また、参加する場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者 1 名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、そして、どのように参加すべきかを決定する。このような利害の対立がある（またはあると疑われる）のが選考委員長本人である場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者 1 名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを、クラブ理事会または地区ロータリー財団委員長（のいずれかふさわしいと思われる方）が決定する。

3. 業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織・国際ロータリーの職員、ロータリアンの配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団と提携する機関・組織・団体の職員に支払われるような業務を、ロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じ得る。

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などとの業務取引が含まれる。

利害の対立が事実上ある、またはあると疑われる可能性のある個人や組織との業務取引は、このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を経ている場合に、事務総長の承認を得た後にのみ、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、助言を提供するものとする。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも 30 日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長が決定する。状況を審査した後、ロータリー財団プログラム補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の取り消し、または将来のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

12-3) 地区補助金実績表

区分	番号	クラブ名	2015-16		2016-17	
			プロジェクト内容	配分額（\$）	プロジェクト内容	配分額（\$）
第1グループ	1	市川				
	2	市川東			老人ホームに音楽を（高齢者と中学生の交流）	427
	3	市川南	公園へのすべり台の寄付	1,610	妙典駅前への時計塔の設置寄付	2,727
	4	浦安			東京オリンピック、パラリンピックを夢見る子供達へ	2,090
	5	市川シビック	市川少年少女サッカー大会	1,950		
	6	浦安ベイ				
第2グループ	1	船橋	公園に健康遊具を設置しよう	2,542		
	2	船橋西	子供達を危険から守る活動（あんしん教室）	1,654	子供達を危険から守る活動（あんしん教室）	1,363
	3	鎌ヶ谷				
	4	船橋東	ボーイスカウトへの災害備蓄物資支援およびキャンプ場整備事業	2,542	気仙沼地区復興協力プロジェクト	2,727
	5	船橋南				
	6	船橋みなと	愛のコンサート	1,695	船橋市立若松中学校・愛のコンサート	1,818
第3グループ	1	千葉	障害者のパン作りに参加し作業支援と販売促進を行う会		千葉市少年少女ミニバスケットチームとプロ選手とのふれあい教室	1,727
	2	新千葉	教育ボランティアと地域社会の発展への貢献	2,542		
	3	千葉西				
	4	千葉中央	房総双葉学園との交流会	424		
	5	千葉幕張			千葉市立高等学校特別支援学校設備不足支援プロジェクト	2,454
	6	千葉東				
	7	千葉若潮			カンボジア教育支援プロジェクト	2,727
第4グループ	1	千葉南				
	2	市原				
	3	千葉港	ラオス国小学校への設備支援プロジェクト	2,542	ラオス小学校への設備・図書支援プロジェクト	2,727
	4	市原中央	市原市上総更科公園にベンチの寄贈	992	フィリピンに於ける歯科医療奉仕活動の支援プロジェクト	909
	5	千葉北	人にやさしい街づくり	2,119		
	6	千葉緑			安全な水の供与	2,636
第5グループ	1	木更津			平成28年度アクアマラソンに於けるロータリーデーの開催	545
	2	上総			久留里駅前交流広場芝桜再生事業	1,363
	3	富津				
	4	富津中央			小・中学校 花いっぱいプロジェクト	2,272
	5	木更津東			木更津市太田山公園にベンチ寄贈	1,818
	6	君津	駅前ロータリーを花でいっぱいにしよう	1,696	君津駅クリーンアップ大作戦	2,272
	7	袖ヶ浦				
	8	富津シティ			桜の森プロジェクト	1,181
第6グループ	1	館山	安心・安全な海水浴場を子供たちと一緒に作るプロジェクト	2,542		
	2	鴨川	津波来週避難誘導標識設置	2,303		
	3	勝浦	野球教室をとおした地域野球中学生の健全育成プロジェクト	1,695	地元の食材を使った食育教室	909
	4	千倉	南房総市・鋸南町中学校新人野球大会	771		
	5	鋸南	鋸南ロータリー旗杯争奪野球大会	1,414		
	6	館山ベイ				
第7グループ	1	茂原			茂原市内小中学校体育館扇風機寄贈	2,727
	2	東金	国際奉仕プロジェクト（青少年との交流）	424	高校生の地域社会交流、支援プロジェクト	454
	3	大原				
	4	大多喜				
	5	成田空港南	横芝光町剣道大会へ優勝カップと大会のサポート	2,013	少年野球教室	1,818
	6	茂原東				
	7	茂原中央			幼稚園・保育園周辺に交通安全看板を設置する	2,000
	8	大網				
	9	東金ビュー				
第8グループ	1	銚子			銚子駅前ロータリー友愛の広場プロジェクト	2,727
	2	旭				
	3	八日市場			飯高橋林黄門桜周辺整備プロジェクト	2,727
	4	銚子東			市民防災啓蒙事業	1,909
第9グループ	1	佐原				
	2	多古	多古町近隣小学校駅伝大会	1,120	社会福祉法人 まつど育成会応援団	2,727
	3	小見川				
	4	佐原香取				
第10グループ	1	成田	日本に繋がる、新モンゴル高専を応援しよう！	補助対象外	知的障害児用視聴覚機支援	909
	2	八街	防犯カメラ設置による八街市内の防犯活動	2,542		
	3	印西				
	4	白井				
	5	富里				
	6	成田コスモポリタン			ホテルの里建設計画	2,727
第11グループ	1	柏				
	2	我孫子				
	3	柏西	ネパール支援プロジェクト	2,330	高田緑地 大堀川リバーサイドパークベンチ寄贈	2,727
	4	柏東	特別養護老人ホーム・老人ケアハウス支援プロジェクト	1,271	地域の子供達への教育支援とフットサル大会を通じて青少年育成プロジェクト	1,363
	5	柏南				
第12グループ	1	習志野	障害者施設活動支援プロジェクト	847		
	2	八千代				
	3	佐倉			東邦大学医療センター佐倉病院ブラックジャックセミナー	1,818
	4	八千代中央				
	5	四街道				
	6	習志野中央	花の実障害者就労支援プロジェクト	596	2018ソフトボール女子世界選手権大会開催応援プロジェクト	1,818
	7	佐倉中央				
第13グループ	1	松戸	社会福祉法人 まつど育成会応援団	847	献血推進プロジェクト	272
	2	松戸東			災害対策支援	補助対象外
	3	松戸北				
	4	松戸中央			セブ島孤児院および障害者支援事業	909
	5	松戸西	障害者自立支援	1,102	モンゴル井戸設置プロジェクト	2,727
第14グループ	1	野田				
	2	流山	柏流山さよなら少年野球大会プロジェクト	466	介護施設慰問（春のふれあい）	1,181
	3	野田東				
	4	流山中央			流山市子ども将棋大会	補助対象外
	5	野田セントラル	クリニックとキッチン増改築	2,542	深井戸ウォーターポンプの設置	1,727
2790 地区	青少年ローターアクト	障害をもつ子供たちと、ローター・インターアクト達との合同運動会	847			
	青少年インターアクト			日・台 青少年奉仕委員会	補助対象外	
	国際奉仕委員会					
	合計			47,980		69,959

2017-18		2018-19				
プロジェクト内容	配分額（\$）	プロジェクト内容	配分額（\$）	クラブ名	番号	区分
夏休み読書感想文教室	909			市 川	1	第1グループ
				市 川	2	
市川市広尾公園へのベンチ寄付と清掃活動	1,493	常夜灯公園の照明灯への時計設置	1,718	市 川 南	3	
キッズ柔道教室・試合大会	1,363			浦 安	4	
		小学生の食育を推進する運動	2,181	市川シビック	5	
				浦 安 ベイ	6	
道徳の時間を使った出前授業	1,590	未来を担う青少年育成のためのプロジェクト	2,159	船 橋	1	第2グループ
		船橋西 50 周年記念事業 船橋障がい者支援ソフトボール大会	1,818	船 橋 西	2	
				鎌 ケ 谷	3	
船橋市文化芸術活動支援プロジェクト	2,727	船橋市植栽プロジェクト	2,727	船 橋 東	4	
				船 橋 南	5	
「船橋市立御滝中学校でのオペラ歌手コンサート・講演	1,818	船橋市立宮本中学校・未来へつなぐ愛のコンサート	1,818	船橋みなと	6	
ウェルチアラグビー試合観戦と体験会	2,727	千葉市少年少女に「スカッド」の「ロータリーカップ」	909	千 葉	1	第3グループ
				新 千 葉	2	
				千 葉 西	3	
				千葉中央	4	
千葉市の明日の教育を考える講演会	2,272			千葉幕張	5	
		千葉盲学校で体験学習	863	千 葉 東	6	
青少年ゴルフミーティング	2,272			千葉若潮	7	第4グループ
千葉のまちの礎を築いた千葉氏の歴史を知り広める活動	2,727			千 葉 南	1	
				市 原	2	
ラオス中等学校への図書室開設支援・図書贈呈	2,727	ラオス国、図書館建設支援及び図書寄贈	2,727	千 葉 港	3	
社会を明るくする運動『作文コンテスト』拡大支援プロジェクト	454			市原中央	4	
		多言語紙芝居の普及	2,181	千 葉 北	5	
				千 葉 緑	6	第5グループ
木更津市民マラソン参加者へ特産品の PR 及び広報活動	454	あけぼの園利用者と木更津ロータリーの交流	454	木 更 津	1	
				上 総	2	
				富 津	3	
				富津中央	4	
				木更津東	5	
ポリオ撲滅キャンペーン・親子枝豆収穫祭	727	出前教室	1,045	君 津	6	第6グループ
少年野球山ゆり大会支援 拡声システム寄贈	1,217	袖ヶ浦少年野球連盟にテント寄贈	615	袖 ケ 浦	7	
ベトナムの児童養護施設の子供達へ文房具寄贈	392			富津シティ	8	
				館 山	1	
ロータリー杯争奪オルカ少女サッカー大会	1,090			鴨 川	2	
障害児・健康者・幼児と施設入居高齢者の交流と相互理解を図る活動	2,727	バスケットボール・ダンスを通じた地域小中学生の健全育成プロジェクト	2,727	勝 浦	3	
				千 倉	4	第7グループ
館南ロータリークラブ映画祭	1,636			館 南	5	
				館山ベイ	6	
日本さくら名所 100 選茂原公園へのベンチ寄贈と清掃活動	2,727	日本さくら名所 100 選の茂原公園にある老朽化したベンチの補修、修繕	2,727	茂 原	1	
地域住民地域国際交流支援プロジェクト	454	カンボジア・スマオン小学校教室の屋根修理	2,272	東 金	2	
		JR 大原イルミネーション設置事業	2,727	大 原	3	
				大 多 喜	4	第8グループ
J R 横芝駅前時計塔設置	2,727			成田空港南	5	
				茂 原 東	6	
交通安全指導員へのパトロールベスト・横断旗提供	2,727	茂原公園運動広場への電波時計設置プロジェク	2,727	茂原中央	7	
		大網病院入口バス停 新設工事	2,727	大 網	8	
				東金ビュー	9	
		ロータリー憩いの森プロジェクト	2,727	銚 子	1	第9グループ
				旭	2	
		未来へひらめきを掘り起こすサイエンスショー	595	八日市場	3	
				銚 子 東	4	
佐原小・中学校の郷土芸能部へ楽器等寄贈・演奏会の設営	2,727			佐 原	1	
		多古町スポーツ少年団野球大会の後援、ロータリー杯の寄贈	1,643	多 古	2	第10グループ
		JR 小見川駅前ロータリー整備プロジェクト	2,727	小 見 川	3	
小学生の交通事故防止・防犯キャンペーン	2,061	ア・ロ・「スカッド」-姉妹東京羽田 vickies による「スカッド」-姉妹教室の開催	2,318	佐 原 香 取	4	
		日本ボイスカウト成田第 1 団等広場利用者への衛生設備支援	2,727	成 田	1	
				八 街	2	
				印 西	3	
				白 井	4	第11グループ
				富 里	5	
		カンボジア助産師養成支援事業	2,727	成田コスモポリタン	6	
柏ふるさと公園の公衆トイレ改修および周辺美化活動	2,727			柏	1	
野鳥観察用据付大型双眼鏡設置プロジェクト	2,727			我 孫 子	2	
				柏 西	3	第12グループ
		道の駅しょうなん 時計台修復	2,272	柏 東	4	
独居老人宅へ「ふれあい訪問」プロジェクト	681	米山奨学生及び外国人留学生 日本文化ふれあい交流	1,263	柏 南	5	
やさしさでつながる社会奉仕プロジェクト	909			習 志 野	1	
		夢を持って強くなろう！	2,727	八 千 代	2	
		歯ッピーかみんぐフェア	1,818	佐 倉	3	
				八千代中央	4	第13グループ
セブ島ダイケアセンター設備不足支援プロジェクト	909			四 街 道	5	
ソフトボール大会ならびに実技講習会を通じた青少年育成	1,818	世界女子ソフトボール選手権大会支援及び「青少年に夢と希望を与える」プロジェクト	1,818	習志野中央	6	
				佐 倉 中央	7	
				松 戸	1	
				松 戸 東	2	第14グループ
				松 戸 北	3	
米山奨学生南部ベトナム学友クラブ共同国際支援	1,363	パリ州の地域型小規模事業化発掘支援フォーラム	2,727	松 戸 中央	4	
モンゴル公衆トイレ設置プロジェクト	2,727			松 戸 西	5	
				野 田	1	
				流 山	2	
				野 田 東	3	第15グループ
				流山中央	4	
		移動車によるロータリー図書館	2,727	野田セントラル	5	
				青少年ローターアクト		
				青少年インターアクト		
				国際奉仕委員会		
	58,606		67,938	合計		

12-4) 地区ロータリー財団委員会の役割分担について

ロータリー財団統括委員会	各種セミナーの開催 R I 及び財団室との窓口
財団資金・推進管理委員会	寄付金の推進及び寄付状況の把握 P H S、大口寄付の推進及び窓口
グローバル事業補助金委員会	グローバル補助金担当
地区補助金プロジェクト委員会	地区補助金担当
奨学生・学友委員会	D G、G G 奨学生担当及び奨学生学友の窓口
ロータリーポリオプラス委員会	ポリオプラスへの寄付の推進及び寄付状況の把握 ロータリーカードの推進
平和フェローシップ委員会	ロータリー平和フェロー担当

12-5) ポール・ハリス・ソサエティ メンバー

ポール・ハリス・ソサエティ メンバーリスト

当地区のポール・ハリス・ソサエティメンバーとなります。(2018年12月現在)

Club Name	Name
Chiba Chuo, Chiba (15016)	Masuda, Yutaka
Chiba Makuhari, Chiba (25626)	Usami, Toru
Chiba South, Chiba (15017)	Terasawa, Ichiryo
Chiba Wakashio, Chiba (52192)	Uzawa, Kazuhiro
Chiba, Chiba (15015)	Fujisawa, Takehiko
Chiba, Chiba (15015)	Kajihara, Hitoshi
Chiba, Chiba (15015)	Ohno, Masaaki
Chiba, Chiba (15015)	Osada, Kenji
Chiba, Chiba (15015)	Sakuragi, Eiichiroh
Funabashi South, Chiba (15024)	Kawashima, Hidefumi
Funabashi West, Chiba (15025)	Morishima, Tsuneyoshi
Funabashi, Chiba (15022)	Kano, Fumio
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	Okura, Takashi
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	Suzuki, Masahiro
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	Tanaka, Masamichi
Kamagaya, Chiba (15034)	Kiyomatsu, Narao
Kamogawa, Chiba (15035)	Ito, Masato
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Enomoto, Hirobumi
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Higurashi, Hajimu
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Kanemoto, Motoaki
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Kawawa, Hiroyuki
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Matumoto, Yumi
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Meshiai, Satsuo
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Mizuno, Shinji
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Mizutome, Shigeyuki
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Okajima, Akinobu
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Sakaki, Takao
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Suzuki, Keizo
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	Suzuki, Kengo
Kashiwa, Chiba (15036)	Nakazawa, Yukiko
Kashiwa, Chiba (15036)	Terajima, Tetsuo
Katsuura, Chiba (15039)	Urushibara, Setsuko
Kisarazu East, Chiba (15043)	Yamada, Shuhei
Kisarazu, Chiba (15042)	Hirano, Hirokazu
Narashino-Chuo, Chiba (24136)	Sakiyama, Yukio
Narashino-Chuo, Chiba (24136)	Shu, Takashi
Narashino-Chuo, Chiba (24136)	Takayama, Takako
Narashino-Chuo, Chiba (24136)	Yamamoto, Miyoko
Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)	Sawata, Katuhiro
Narita, Chiba (15053)	Hirayama, Hideki
Narita, Chiba (15053)	Kanzaki, Makoto
Narita, Chiba (15053)	Kotera, Masumi
Sakura-Chuoh, Chiba (30813)	Hashioka, Kyutaro
Sawara, Chiba (15060)	Kawahara, Katsutoshi
Tomisato, Chiba (21881)	Kangori, Shigeki
Urayasu, Chiba (15068)	Sekiguchi, Tokuo
Yachiyo, Chiba (15070)	Iino, Koichiro

12-6) メジャードナー メンバー

(2018 年 12 月現在)

Donor	Recognition Level	Rotary Club
Tomoo Aizawa	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
Sadao Aoki	Major Donor Level 1	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
Tadashige Aoki	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
Hirao Enomoto and Hiroko Enomoto	Major Donor Level 1	Kazusa, Chiba (15040)
Goro Eto +	Major Donor Level 1	Mobara, Chiba (15049)
Hisamichi Fujisaki and Tomi Fuzisaki	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Yasuto Fujisaki	Major Donor Level 1	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
Iwao Gorohata and Chiseko Gorohata	Major Donor Level 1	Matsudo Chuoh, Chiba (15046)
Katsumi Hara and Miyoko Hara	Major Donor Level 1	Yotsukaido, Chiba (15074)
Kyutaro Hashioka	Major Donor Level 1	Sakura-Chuoh, Chiba (30813)
Masahiro Hayashi	Major Donor Level 1	Chiba Minato, Chiba (22333)
Katsuya Hirano	Major Donor Level 1	Futtsu City, Chiba (28478)
Takayuki Hirano +	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
Norio Hirasawa	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
Hideki Hirayama and Kiyoko Hirayama	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053) & No Rotary Club
Kodou Ichimura	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Toshikazu Iijima	Major Donor Level 1	Sodegaura, Chiba (15064)
Koichiro Iino	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
Hitoshi Ikeda +	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
Masaru Ikeda and Junko Ikeda	Major Donor Level 1	Tateyama Bay, Chiba (29636)
Hiroshi Ishii	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
Shinichi Ishii	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
Kunihiro Ishikawa and Kinuko Ishikawa	Major Donor Level 1	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
Kikutaro Isibasi	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Yoshio Itabashi	Major Donor Level 1	Funabashi-Minato, Chiba (29586)
Masato Ito	Major Donor Level 1	Kamogawa, Chiba (15035)
Motoaki Kanemoto	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
Fumio Kano	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
Makoto Kanzaki	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Katsutoshi Kawahara and Kimie Kawahara	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
Ryouichi Kuroda	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
Yutaka Masuda and Keiko Masuda	Major Donor Level 1	Chiba Chuo, Chiba (15016)
Satsuo Meshiai	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
Toshio Miyokawa	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
Hiromichi Morishima	Major Donor Level 1	Shin-Chiba, Chiba (15061)
Yasunaga Morishima	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
Kunihiko Morooka	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Yasuhiko Morooka	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Yoshirou Mutaguchi +	Major Donor Level 1	Kamogawa, Chiba (15035)
Hironobu Nakamura and Ryoko Nakamura	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
Yoshiro Oda +	Major Donor Level 1	Choshi, Chiba (15020)
Yoshimitsu Okazaki + and Kyoko Okazaki +	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
Toshihiro Oohara	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
Kenji Osada and Emiko Osada	Major Donor Level 1	Chiba, Chiba (15015) & No Rotary Club
Hiroaki Saito	Major Donor Level 1	Urayasu, Chiba (15068)
Eiichiroh Sakuragi	Major Donor Level 1	Chiba, Chiba (15015)
Tokuo Sekiguchi	Major Donor Level 1	Urayasu, Chiba (15068)
Masayuki Shidara	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Hidetugu Suzuki	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
Keizo Suzuki	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
Masahiro Suzuki and Satoko Suzuki	Major Donor Level 1	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
Masataka Tachibana	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Satoshi Takahashi	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
Shoji Takahashi	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
Akira Takeo	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
Hiroataka Takizawa	Major Donor Level 1	Chiba West, Chiba (15018)
Masamichi Tanaka	Major Donor Level 1	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
Tetsuo Terajima	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
Ichiryo Terasawa	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
Hitoshi Tokui	Major Donor Level 1	Matsudo East, Chiba (15047)
Mitsuo Torikai	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
Ryouhei Tsuchiya	Major Donor Level 1	Matsudo, Chiba (15045)
Hiroshi Tsunoi	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
Toru Usami	Major Donor Level 1	Chiba Makuhari, Chiba (25626)
Takashi Watanabe + and Noriko Watanabe	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
Shumei Yamaguchi	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
Miyoko Yamamoto	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
Gizin Yamazaki and Asako Yamazaki	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
Masao Yasuda +	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
Atsushi Yasukawa +	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
Hiroshige Yoshida	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
Hisako Yoshikawa	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
Pearl Giken Co.,LTD	Major Donor Level 1	Funabashi West, Chiba (15025)
Tsutomu Nomaguchi + and Mariko Nomaguchi	Major Donor Level 2	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
Yukari Odaka	Major Donor Level 2	Kamogawa, Chiba (15035)
Masataka Shiratori and Nobuko Shiratori	Major Donor Level 2	Ichihara, Chiba (15028)
Shohei Tanaka and Yoshiko Tanaka	Major Donor Level 2	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
Shuhei Yamada and Junko Yamada	Major Donor Level 2	Kisarazu East, Chiba (15043) & No Rotary Club
Kingo Hirayama + and Yuko Hirayama	Major Donor Level 3	Narita, Chiba (15053)
Takaaki Morooka + and Yukiko Morooka	Major Donor Level 3	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883) & Narita, Chiba (15053)
Yukio Sakiyama and Shigeyo Sakiyama	Major Donor Level 3	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
Yukio Yamazaki	Major Donor Level 3	Ichikawa, Chiba (15029)
Tsuneyoshi Morishima and Masako Morishima	Major Donor Level 4	Funabashi West, Chiba (15025)
Kenichi Morooka + and Kimiyo Morooka	Major Donor Level 4	Narita, Chiba (15053)
Takashi Okura and Tatsuko Okura	Major Donor Level 4	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
Kingo Hirayama + and Yuko Hirayama	Bequest Society Level 1	Narita, Chiba (15053)
Jiro Mizusawa	Bequest Society Level 1	Kisarazu, Chiba (15042)
Hiroshi Nambu and Kazuko Nambu	Bequest Society Level 1	Togane, Chiba (15067)

